

**第 7 期斑鳩町障害福祉計画・
第 3 期斑鳩町障害児福祉計画**

令和 6 年 3 月
斑 鳩 町

ともに支え合う心豊かなまちの実現を目指して

わが国では、障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障害者差別解消法の施行や障害者雇用促進法の改正等、さまざまな法整備が進められています。

本町におきましても、令和2年4月に「斑鳩町手話言語条例」を施行するなど、本町で生活する障害者を含むすべての人が、社会参加をしながら、自分らしくいきいきと暮らすことができるまちづくりを進めてまいりました。また、社会から孤立したり排除されることなく、誰もが身近な地域で心豊かに暮らしていけるよう、住民一人ひとりの障害に対する理解と適切な配慮の普及・啓発に取り組んでまいりました。

本計画は、計画の基本理念である、ともに暮らし、ともに支えあう「地域共生社会」を目指し、本町の障害者福祉の充実・発展を図っていくための指針となるものです。

本計画の推進により、障害のある方の高齢化や障害の高度化、就労機会の拡充、障害のある児童の支援等、複雑多様化するニーズにも対応できるよう、引き続き、障害福祉サービスの円滑な実施と質の向上に努めてまいりますので、関係者の皆様のより一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりご審議いただきました斑鳩町障害者福祉計画推進協議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました町民の皆様に心より感謝を申し上げます。

令和6年3月

斑鳩町長

中西和夫



目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 障害者支援に関する近年の国の政策動向について	2
3 計画の位置づけ	6
4 計画の対象	6
5 計画の期間	7
6 計画の策定体制	7
第2章 障害のある人を取り巻く概況	9
1 障害のある人の現況	9
2 障害のある子どもの現況	15
3 町などが行う障害者の事業の状況	17
4 保健サービスの状況	19
5 アンケート調査からみえる現状	21
6 障害者（児）を取り巻く課題	45
第3章 計画の基本的な考え方について	48
1 基本理念	48
2 障害福祉計画・障害児福祉計画の考え方	49
第4章 障害者（児）福祉サービスの見込	50
1 成果目標と活動指標	50
2 障害福祉サービスの利用状況と利用見込み	59
3 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み	64
4 障害児福祉サービスの利用状況と利用見込み	72
第5章 計画の推進	74
1 計画の推進	74
2 計画の進行管理	74
資料編	75
1 計画の策定経過	76
2 斑鳩町障害者福祉計画推進協議会設置条例	77
3 斑鳩町障害者福祉計画推進協議会委員名簿	79
4 用語解説	80

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

日本の福祉施策は高齢福祉、子ども・子育て支援等に関する各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容等により、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向けて分野横断的な包括的・重層的な支援体制の構築が求められています。障害福祉分野においては、障害者基本法第1条に規定されるように、すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、基本的な方向を定めています。

近年、障害のある人や介護をする家族の高齢化や障害の重度化への対応、発達障害*や医療的ケア児等に対する支援の充実等、障害のある人を取り巻く環境や必要とする支援、社会参加へのニーズは多様化しており、一人ひとりの状態や障害の特性に応じた切れ目のない支援により誰一人取り残さない社会の実現を図っていく必要があります。また、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする状況もみられ、総合的な支援を受けやすくする必要性も生じてきているなど、障害者の福祉、医療、教育、雇用に関わる関係者や関係機関と相互に連携し、地域が一体となって包括的・重層的に支えるきめ細かな支援体制づくりや、すべての障害のある人が、住み慣れた地域で自立した生活や社会参加を実現し、生きがいを持って安心して生活できるまちづくりが求められています。また、発達上の課題を抱える子どもの相談及び支援のため、行政、専門家、教育機関等が連携し情報や対応を途切れさせることなく一貫して対応していくことも必要となっています。

本町では総合計画において障害者福祉の充実に向けた主な取組として「①地域共生社会の実現にむけた取組みの推進」「②障害福祉サービスの充実」「③障害のある子どもへの支援の充実」を定めています。そのうち「②障害福祉サービスの充実」については、障害があっても社会的に自立した生活が送れるよう、サービスの質の向上に努めるなど支援体制を充実すること、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、広域連携による地域生活支援拠点機能の整備を進めること、地域住民と保健・福祉等のさまざまなサービス事業者や相談支援事業所との連携により、地域ケア体制づくりを進めることの3つの方向性を示しています。

これまでの本町における障害者施策の実績や課題を確認するとともに、施策の一層の充実を目指しニーズに即した必要なサービス量等を位置付けるため、新たに令和6年度から令和8年度を計画期間とする「第7期斑鳩町障害福祉計画・第3期斑鳩町障害児福祉計画」を策定します。

2 障害者支援に関する近年の国の政策動向について

(1) 障害者支援に関する政策動向

我が国の障害者施策は、障害者基本法第1条に規定されるように、すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、基本的な方向を定めています。

国は、平成25年4月に障害者自立支援法*を改正し、障害の定義に難病*等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障害のある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)を施行しました。障害者総合支援法は令和4年に一部改正され、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、障害者等の地域生活の支援体制の充実等が定められました。

平成28年5月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障害のある人が望む地域生活の支援の充実や、障害のある子どもへの支援ニーズの多様化に対し、きめ細かな対応等を図ることとしています。

また、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約*」に批准し、平成28年4月に、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法*」)及び雇用の分野における障害のある人に対する差別の禁止及び障害のある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置(合理的配慮*の提供義務)を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されています。この法律は令和3年に改正され、それに伴い令和6年4月1日より、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。

(2) 関連法の制定・改正

ア 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正(平成29年)

- ・ 民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するなど、住宅セーフティネット機能の強化を図る。

イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正(平成30年)

- ・ 理念規定に、共生社会*の実現、社会的障壁*の除去に留意すべき旨を明確化し、国及び国民の責務に、高齢者、障害者等に対する支援(鉄道駅利用者による声かけ等)を明記し、全国におけるバリアフリー*化を一層推進するために総合的な措置を講ずる。

ウ 学校教育法等の一部改正（平成 30 年）

- ・ 障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、必要に応じて「デジタル教科書」を通常の紙の教科書に代えて使用することができるよう、所要の措置を講ずる。

エ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定（平成 30 年）

- ・ 施設のバリアフリー化や情報保障といった、障害のある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取組や、作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援等、障害のある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進する。

オ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律の制定（平成 30 年）

- ・ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、国等の責務を明記し、諸施策の実施状況の公表や諸施策の策定等に当たっての留意点を定めた。

カ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正（令和元年）

- ・ 国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが盛り込まれるとともに、民間の事業主に対する措置として、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給や障害者の雇用の促進等に関する取組の実施状況が優良な中小事業主の認定等の新たな制度の創設が盛り込まれた。

キ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定（令和元年）

- ・ 成年後見制度*の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる。

ク 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定（令和元年）

- ・ 視覚障害者等の読書環境の整備推進に関し、国や自治体が果たすべき責務等を明記するとともに、図書館利用に係る体制整備等の視覚障害者等の読書環境の整備を総合的に進めるための施策が示された。

ケ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和 4 年）

- ・ すべての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するための施策が示された。

(3) 第5次障害者基本計画

【基本理念】

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

【基本原則】

1. 地域社会における共生等
2. 差別の禁止
3. 国際的協調

【各分野に共通する横断的視点】

- 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- 共生社会の実現に資する取組の推進
- 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
- PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

(4) 障害福祉計画の見直しの動向（第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しの主なポイント）

ア 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・ 重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・ 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等*の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・ 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

ウ 福祉施設から一般就労*への移行等

- ・ 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

エ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・ 児童発達支援センター*の機能強化と地域の体制整備
- ・ 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・ 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・ 聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

オ 発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

カ 地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

キ 障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者*に対する虐待の防止に係る記載の新設

ク 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

ケ 障害福祉サービスの質の確保

- ・関係団体等からの要望が多くあることから、基本指針に盛り込む

コ 障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

サ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉データベースの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

シ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

ス 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

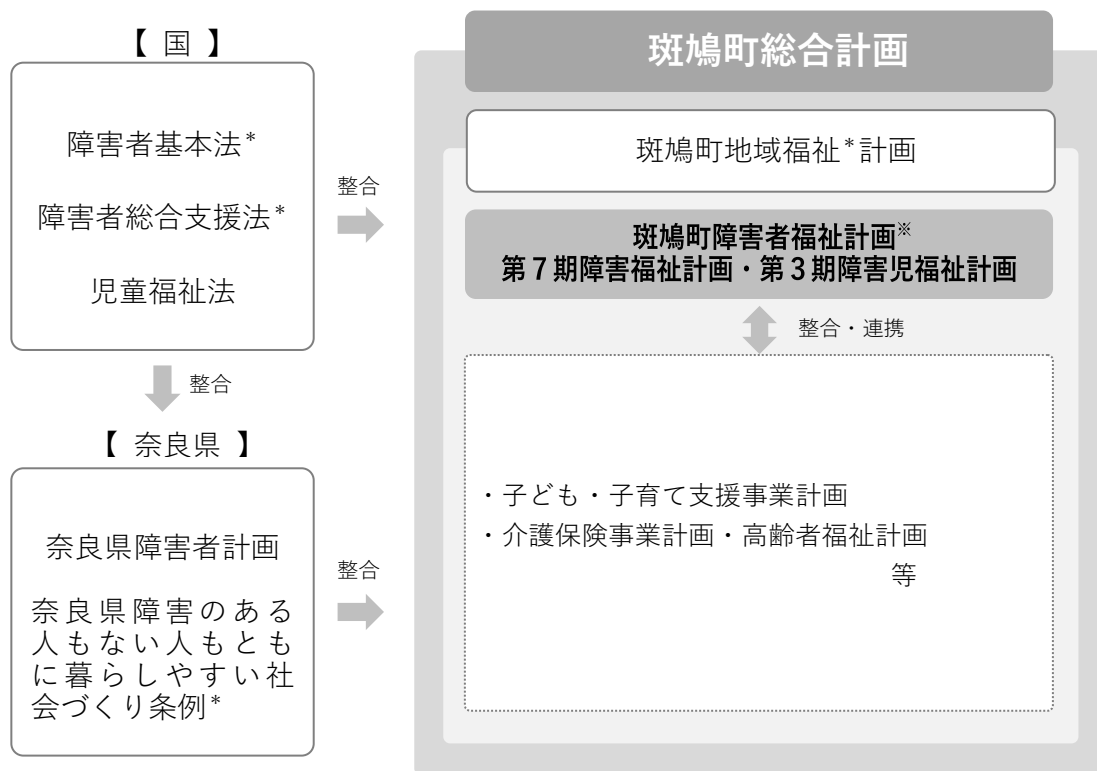
セ その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

3 計画の位置づけ

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障害のある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、それぞれ障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけています。

策定にあたって、奈良県障害者計画並びに斑鳩町総合計画及び同実施計画における障害者施策との整合性を図りました。



※斑鳩町障害者福祉計画は令和3年3月に策定し、令和3年度から令和8年度を計画期間としています。本町の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、町民、関係機関・団体、事業者、町（行政）が、それぞれに自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画で、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置づけています。

4 計画の対象

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、難病等があるために日常生活又は社会生活を営むうえで何らかの制限を受ける人や不自由な状態にある人を計画の対象とします。

5 計画の期間

本計画は、国の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
斑鳩町障害者福祉計画					
第6期斑鳩町障害福祉計画 第2期斑鳩町障害児福祉計画			第7期斑鳩町障害福祉計画 第3期斑鳩町障害児福祉計画		

6 計画の策定体制

(1) 斑鳩町障害者福祉計画推進協議会

学識経験者や、障害福祉に携わる事業者や団体、支援学校から選出された委員により、本計画の策定のための審議を行います。

(2) 西和7町障害者等支援協議会との連携

西和7町（斑鳩町、平群町、三郷町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町）では、7町の行政機関及び地域の障害者団体、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、学校が協働し、「西和7町障害者等支援協議会」を組織しています。障害のある人にかかわる制度や取組を豊かにするためには、地域における課題を洗い出し、多方面から検討を重ね、その課題の解決を進める場が必要です。また、広域的に協議会を組織することにより、ひとつの町だけでは不足する地域資源を活用することが可能となります。さらに、広域的に同じ課題・目標を持つことにより、各町の考え方の均衡化を図ることができます。

本町では、西和7町障害者等支援協議会の話し合いを尊重し、地域に住む障害のある人に必要とする支援が行き届く仕組みづくりや権利を守る体制づくりを目指しています。協議会は、協議会全体の運営を行う『運営委員会』、全体での連絡・報告を行う『定例会』のほか、各種地域課題の中でも重点的に課題の解決に向けた取組を行うための審議の場として『専門部会』で構成されています。専門部会は、「人権施策部会」、「就労部会」、「暮らし部会」の3部会を構成し、個別の課題について意見を深める体制を強化しています。今後も、西和7町障害者等支援協議会と連携を図り、地域に住む誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

●西和7町障害者等支援協議会でのこれまでの取組

- ・ 障害者就労施設等から調達できる授産品等のパンフレットの作成
- ・ サービス等利用計画にかかる事業者向け説明会の開催
- ・ 全体会の開催による地域への活動の発信

(3) アンケート調査の実施

各種サービスの利用状況や、現在の困りごと、町の施策についてのこれまでの評価とこれからの要望等を把握するために、本計画策定に際し、アンケート調査（第7期斑鳩町障害福祉計画・第3期斑鳩町障害児福祉計画策定のためのアンケート調査）を実施しました。

■障害福祉計画に関するアンケート調査の概要

調査対象	町内在住の手帳所持者 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳（1～6級） 241人 ・療育手帳*（A・B） 134人 ・精神障害者保健福祉手帳*所持者（1～3級） 102人 ・複数の障害者手帳の所持者 23人 ・合計 500人
調査方法	郵送配布・回収
調査期間	令和5年7月21日から令和5年8月10日
回収結果	有効回収票：228件 有効回収票の回収率：45.6%
回答者の状況	回答者の所持する手帳の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳所持者 132人 ・療育手帳所持者 63人 ・精神障害者保健福祉手帳所持者 37人 ・難病患者 15人 ・高次脳機能障害*の診断 4人 ・発達障害の診断 56人 ・18歳未満（障害児） 32人 <p>※各区分において重複者がいるため、回収票数と一致しない。</p>

(4) パブリックコメントの実施

本計画の策定に際して、より多くの方からのご意見をいただく機会を持つため、パブリックコメントを実施しました。

■パブリックコメントの概要

実施期間	令和5年12月18日～令和6年1月16日
方 法	町内4箇所への計画案の掲示、町ホームページへの計画案の掲載
件 数	1件（1人）

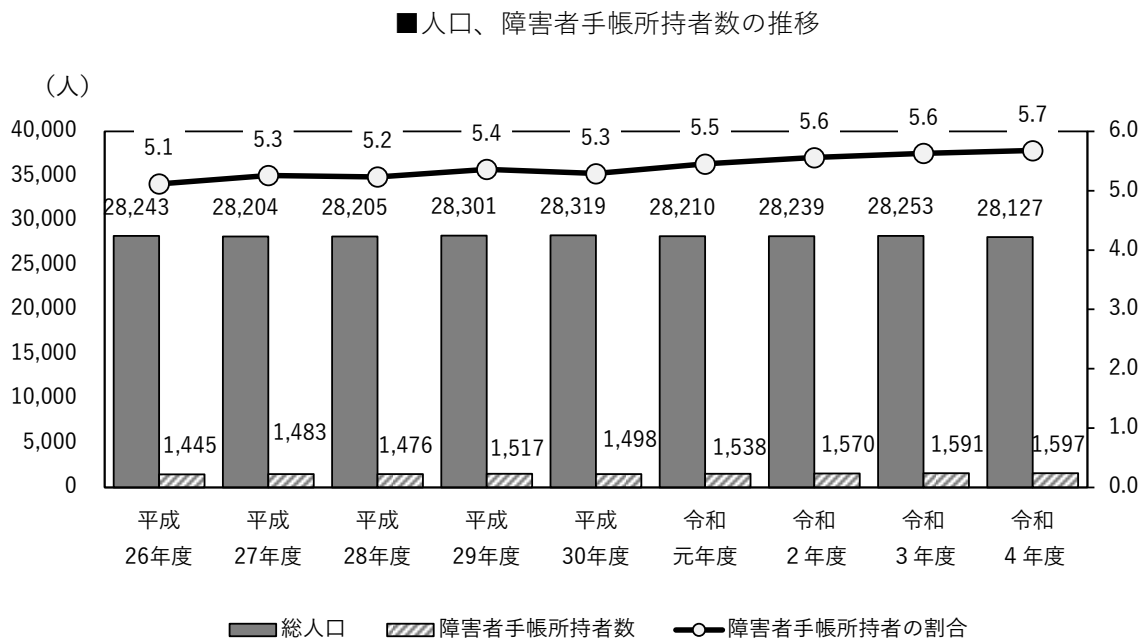
第2章 障害のある人を取り巻く概況

1 障害のある人の現況

(1) 人口、障害者手帳所持者数の推移

本町の総人口は減少傾向にあり、令和4年度は28,127人となっています。

障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、令和4年度の所持者数は1,597人、総人口に占める割合は5.7%となっています。



資料：人口は住民基本台帳（各年度3月末現在）、障害者手帳所持者数は福祉課（各年度末現在）

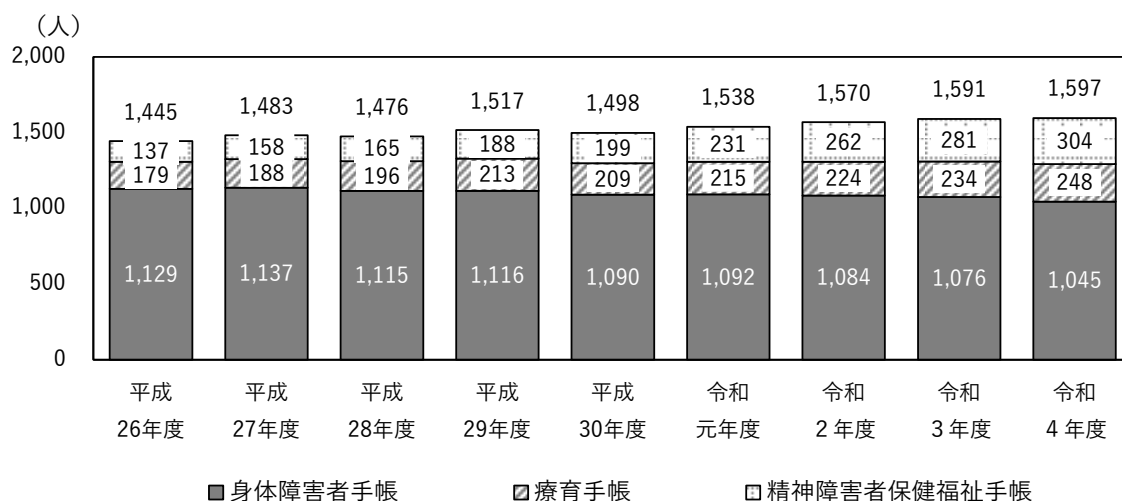
(2) 障害者手帳別所持者数の推移

障害者手帳別所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和4年度は1,045人となっています。

療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和4年度は248人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は一貫して増加傾向にあり、令和4年度は304人となっています。また、平成26年度から167人増加しており、身体障害者手帳、療育手帳に比べ増加率が大きくなっています。

■ 障害者手帳別所持者数の推移



資料：福祉課（各年度末現在）

(3) 年齢階層別障害者手帳所持者数

年齢階層別障害者手帳所持者数をみると、身体障害者手帳所持者が最も多くなっています。また、老年人口（65歳以上）に占める身体障害者*の割合が大きくなっています。

■ 年齢階層別障害者手帳所持者数

		単位	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	合計	総人口に占める種類別 手帳所持者の割合
斑鳩町総人口		人	3,780	15,692	8,655	28,127	—
手帳所持者	身体障害者	人	15	214	816	1,045	3.72
	知的障害者*	人	77	166	5	248	0.88
	精神障害者	人	11	249	44	304	1.08
	計	人	103	629	865	1,597	5.68
総人口に占める年齢階層別 手帳所持者の割合		%	2.7	4.0	10.0	5.7	—

資料：福祉課（令和5年3月末現在）

(4) 身体障害者の状況

① 身体障害者の部位別・等級別の推移

障害部位別・等級別身体障害者手帳所持者数をみると、内部障害の1級が184人と最も多くなっており、次いで肢体不自由の4級が168人となっています。

■障害部位別・等級別身体障害者手帳所持者数

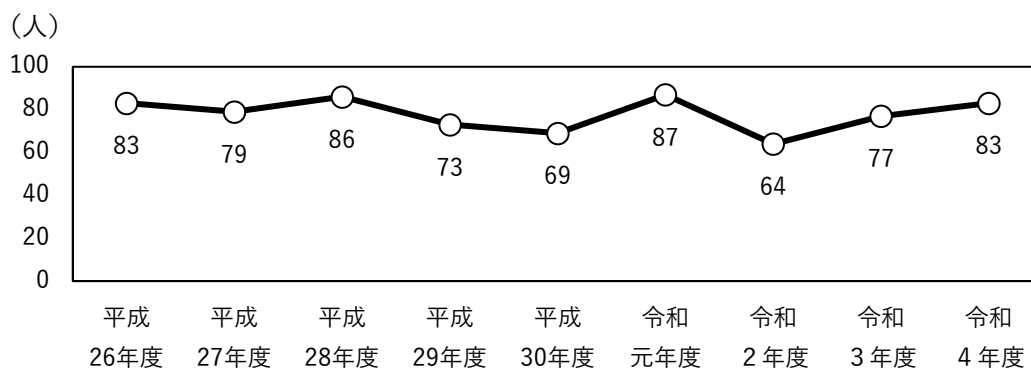
	単位	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言 語・そしゃ く機能障害	肢体不自由	内部障害	合計
1級	人	26	9	1	79	184	299
2級	人	18	25	—	73	9	125
3級	人	8	14	—	110	49	181
4級	人	5	27	4	168	99	303
5級	人	14	—	—	57	—	71
6級	人	3	34	—	29	—	66
合計	人	74	109	5	516	341	1,045

資料：福祉課（令和5年3月末現在）

② 自立支援医療（更生医療）受給者数の推移

自立支援医療*（更生医療）受給者数の推移をみると、平成26年度から令和4年度の平均は78人であり、令和4年度は83人となっています。

■自立支援医療（更生医療）の受給者数の推移



資料：福祉課（各年度末現在）

③ 補装具の交付・修理状況の推移

令和元年度から令和4年度の補装具の交付状況をみると、成人は「補聴器」が多く、児童は「装具」が多くなっています。

■補装具の交付状況の推移

	単位	交付							
		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		成人	児童	成人	児童	成人	児童	成人	児童
義手	人	0	0	0	0	0	0	0	0
義足	人	2	0	1	0	2	0	0	0
装具	人	7	0	5	5	5	0	4	5
盲人安全杖	人	2	0	4	1	1	1	1	0
補聴器	人	13	0	12	3	12	1	15	0
車いす	人	3	0	0	1	2	0	3	1
電動車いす	人	1	0	2	0	0	0	2	0
起立保持具	人	0	0	0	1	0	0	0	1
歩行器	人	1	0	0	1	0	0	0	1
歩行補助杖	人	0	0	1	0	0	0	1	0
座位保持装置	人	0	0	0	2	2	1	1	2
眼鏡（コンタクトレンズ）	人	0	0	0	0	2	0	0	0
義眼	人	0	0	0	0	1	0	1	0
矯正めがね	人	1	0	1	1	0	0	4	0
重度障害者用意思伝達装置	人	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	人	30	0	26	15	27	3	32	10

資料：福祉課（各年度末現在）

令和元年度から令和4年度の補装具の修理状況をみると、成人は各年度「補聴器」「車いす」「電動車いす」が多くなっています。

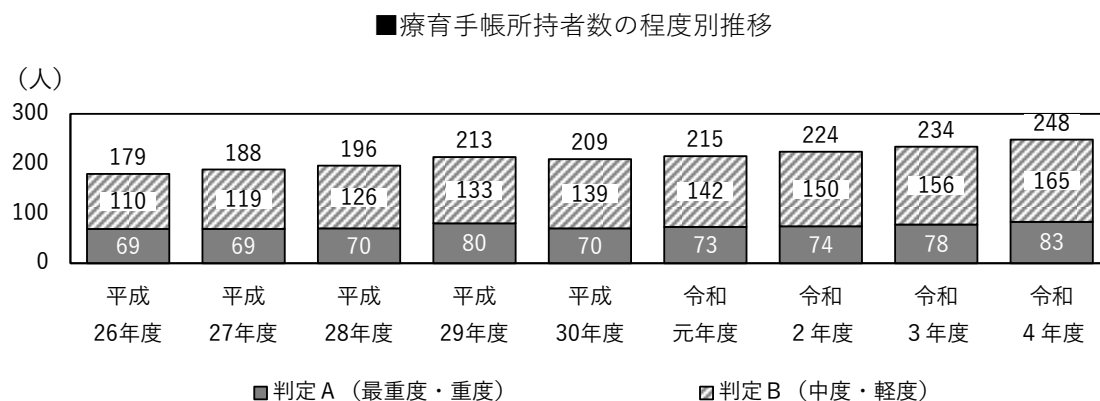
■補装具の修理状況の推移

	単位	修理							
		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		成人	児童	成人	児童	成人	児童	成人	児童
義手	人	0	0	0	0	0	0	0	0
義足	人	0	0	5	0	1	0	4	0
装具	人	2	1	1	0	0	0	3	0
盲人安全杖	人	0	0	0	0	0	0	0	0
補聴器	人	4	2	7	1	5	0	7	0
車いす	人	4	0	4	0	7	1	6	0
電動車いす	人	8	0	3	0	2	0	4	0
起立保持具	人	0	0	0	0	0	0	0	0
歩行器	人	0	0	0	0	1	0	0	0
歩行補助杖	人	0	0	0	0	0	0	0	0
座位保持装置	人	2	0	3	2	0	0	1	0
眼鏡（コンタクトレンズ）	人	0	0	0	0	0	0	0	0
義眼	人	0	0	0	0	0	0	0	0
矯正めがね	人	0	0	0	0	0	0	0	0
重度障害者用意思伝達装置	人	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	人	20	3	23	3	16	1	25	0

資料：福祉課（各年度末現在）

(5) 知的障害者の状況

療育手帳所持者数の程度別推移をみると、判定A、判定Bともに増加傾向にあります。また、判定Bは平成26年度から令和4年度にかけて55人増加しており、令和4年度は165人となっています。

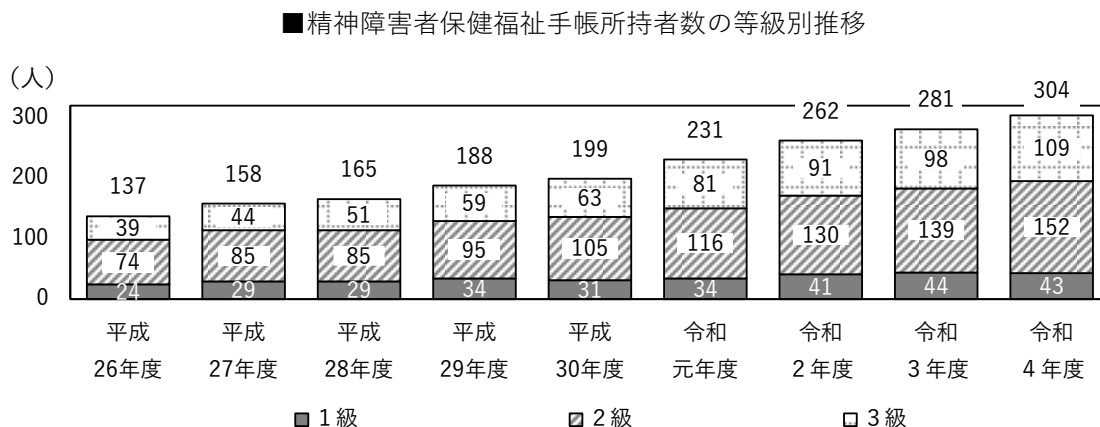


資料：福祉課（各年度末現在）

(6) 精神障害者の状況

① 精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別推移

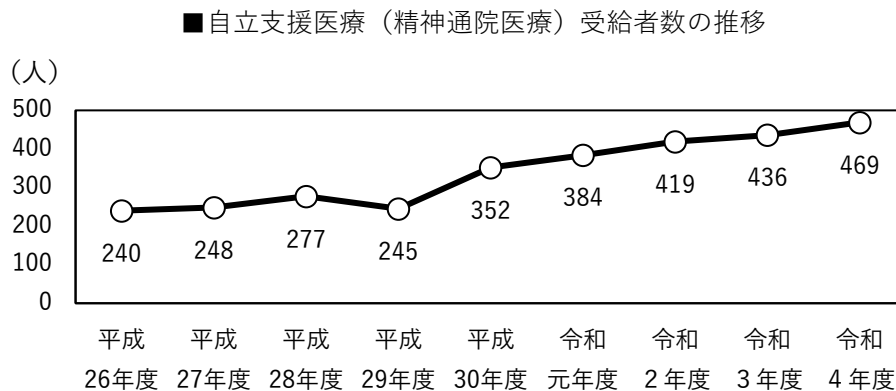
精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移をみると、いずれの等級も増加傾向にあり、2級と3級は平成26年度から令和4年度にかけて70人以上増加しています。



資料：福祉課（各年度末現在）

② 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

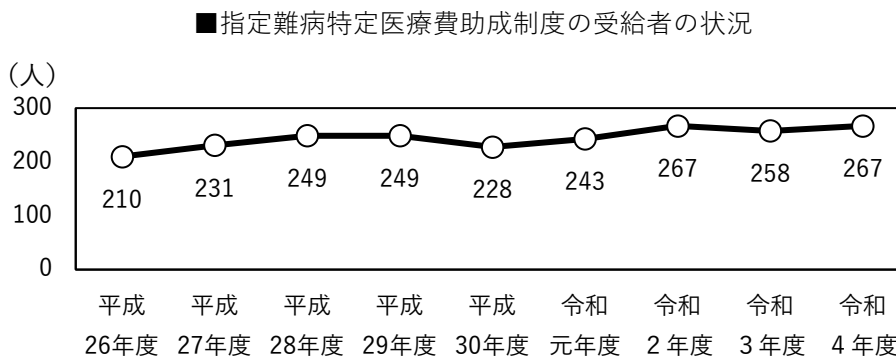
自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移をみると、受給者数は増加傾向にあり、令和4年度は469人となっています。



資料：福祉課（各年度末現在）

（7）難病患者の状況

指定難病特定医療費助成制度の対象疾病は、令和3年11月から338疾病となっています。受給者数は増加傾向にあり、令和4年度は267人となっています。



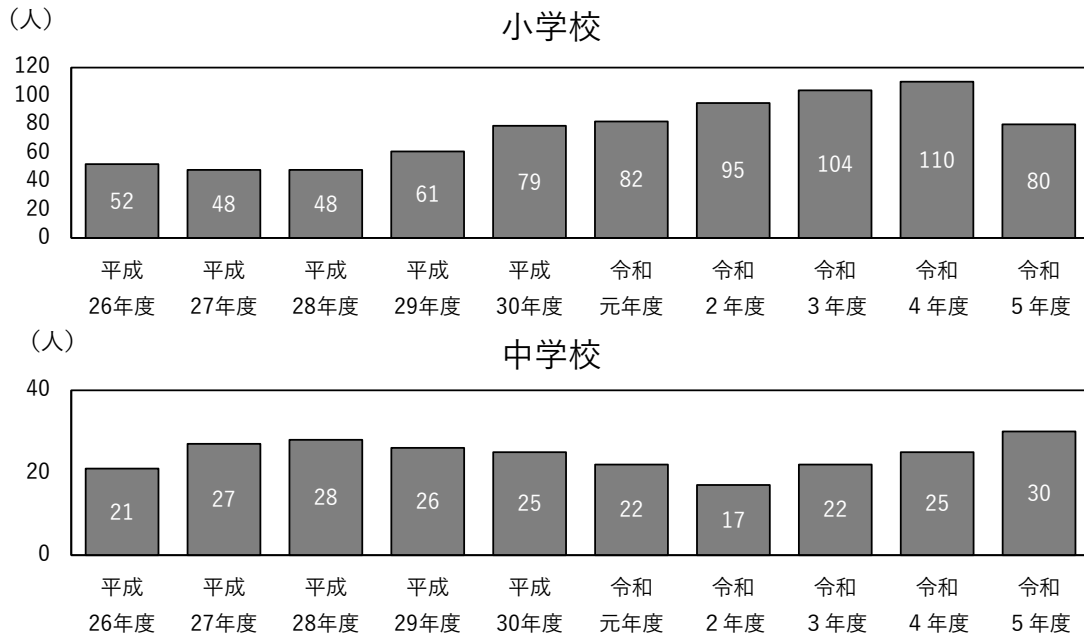
資料：奈良県郡山保健所（各年度末現在）

2 障害のある子どもの現況

(1) 特別支援学級・特別支援学校の状況

特別支援学級の在籍数の推移をみると、小学校では令和4年度まで増加傾向にあり令和3年度、令和4年度は100人を超えていましたが、令和5年度は80人に減少しています。中学校では令和2年度以降増加傾向にあり、令和5年度は30人となっています。

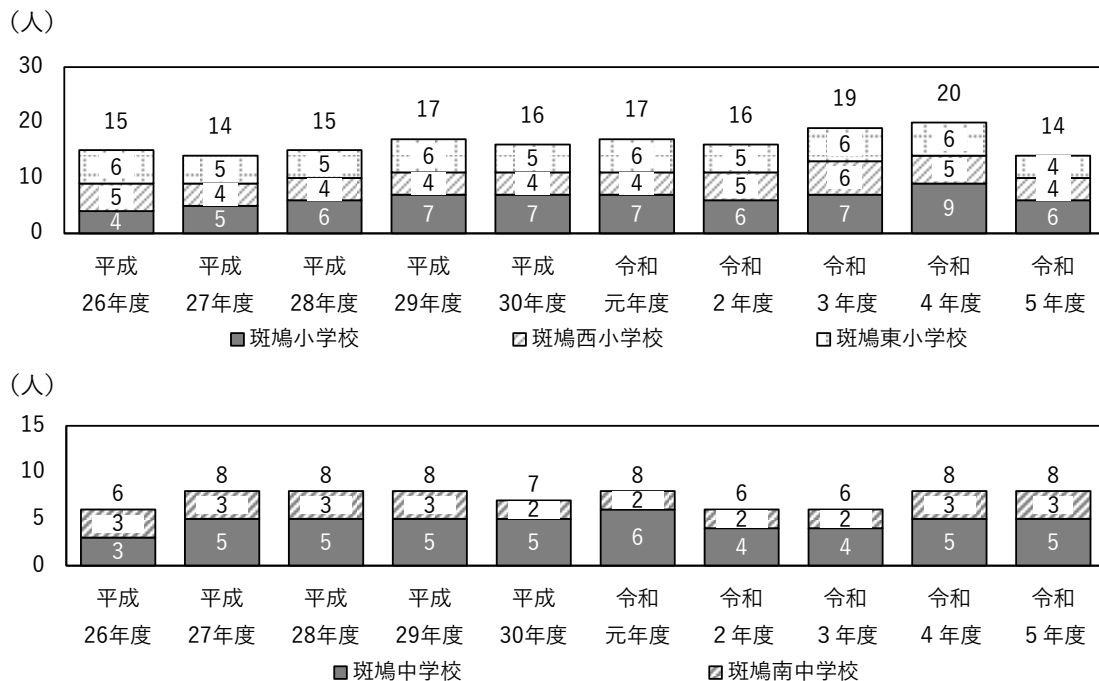
■特別支援学級の在籍数の推移



資料：教育委員会総務課（各年度5月1日現在）

特別支援学級の学級数は、各学校の在籍数に対応できるよう、設置されています。

■特別支援学級の学級数の推移



資料：教育委員会総務課（各年度5月1日現在）

令和5年度の県立特別支援学校の在籍数は下記の通りとなっています。

■県立特別支援学校の在籍数（令和5年度）

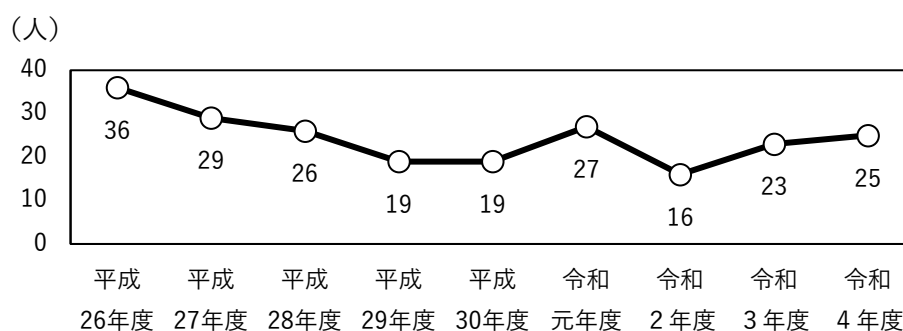
学校名	幼稚部	小学部	中学部	高等部
県立特別支援学校	0	11	7	11

資料：奈良県教育委員会特別支援教育*推進室（令和5年5月1日現在）

（2）療育教室の利用状況

療育教室の在籍者の推移をみると、令和2年度以降増加傾向にあり、令和4年度は25人となっています。

■療育教室の在籍者の推移

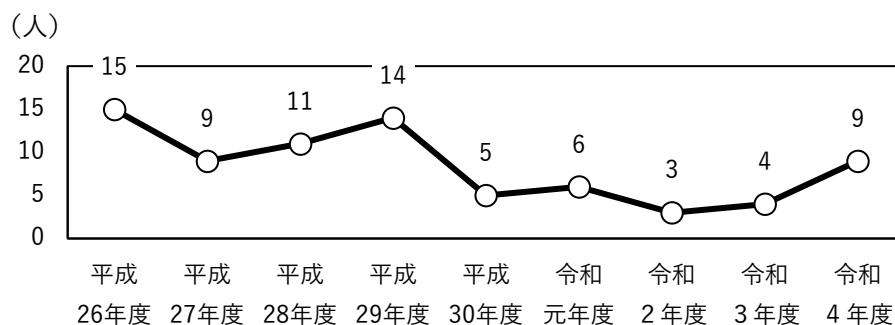


資料：福祉課（各年度末現在）

（3）自立支援医療（育成医療）受給者数の推移

自立支援医療（育成医療）受給者数の推移をみると、令和2年度以降増加傾向にあり、令和4年度は9人となっています。

■自立支援医療（育成医療）受給者数の推移

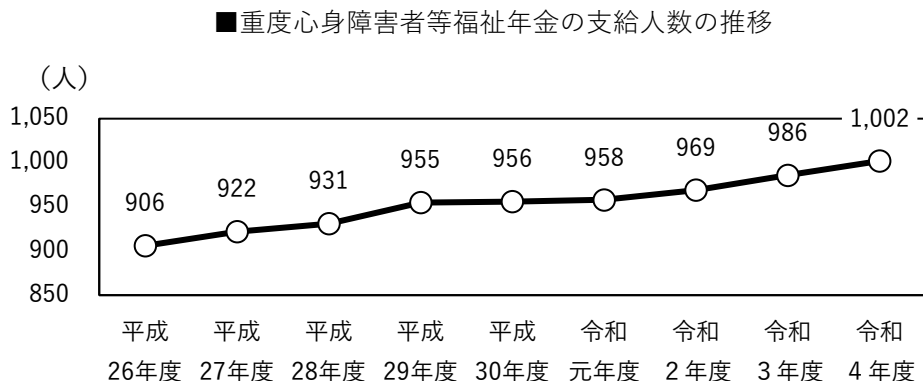


資料：福祉課（各年度末現在）

3 町などが行う障害者の事業の状況

(1) 重度心身障害者等福祉年金の支給

重度心身障害者等福祉年金の支給人数の推移をみると、年々増加傾向にあり、令和4年度は1,002人となっています。

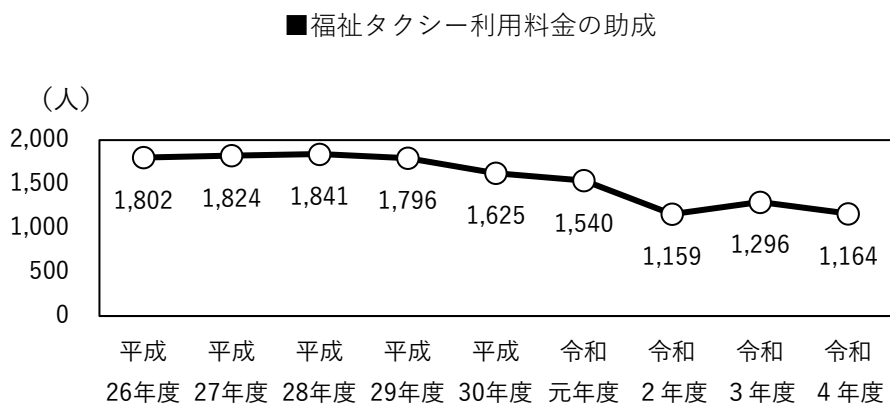


資料：福祉課（各年度12月期）

(2) 福祉タクシー利用料金の助成

本町では、下肢障害や内部障害等、移動に制約がある障害者に対して、タクシーを利用する際に基本料金の助成を行っています。

福祉タクシー利用料金の助成件数の推移をみると、平成28年以降年々減少傾向にあり、令和4年度は1,164件となっています。



資料：福祉課（各年度末現在）

(3) 心身障害者（児）ふれあいの集い・身体障害者ふれあいの集い

外出機会の少ない障害者（児）及び保護者に、外出の機会と参加者同士がふれあう機会を提供する「ふれあいの集い」を開催しています。身体障害者ふれあいの集いは令和元年度、心身障害者（児）ふれあいの集いは令和2年度から社会福祉協議会主催で実施しています。

心身障害者（児）ふれあいの集い、身体障害者ふれあいの集いともに令和2年度、令和3年度は中止となり、令和4年度に再開しましたが、いずれの参加者数も令和元年度以前より少なくなっています。

■心身障害者（児）ふれあいの集い参加者数の推移

	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
行き先	—	愛知県 蒲郡市	滋賀県 大津市	伊勢志 摩方面	長野県 飯島町	滋賀県 長浜市	和歌山 県	中止	中止	兵庫 県 姫路市
障害者（児）	人	32	31	33	32	30	32	—	—	16
保護者	人	23	24	27	23	22	25	—	—	11
計	人	55	55	60	55	52	57	—	—	27

資料：社会福祉協議会

■身体障害者ふれあいの集い参加者数の推移

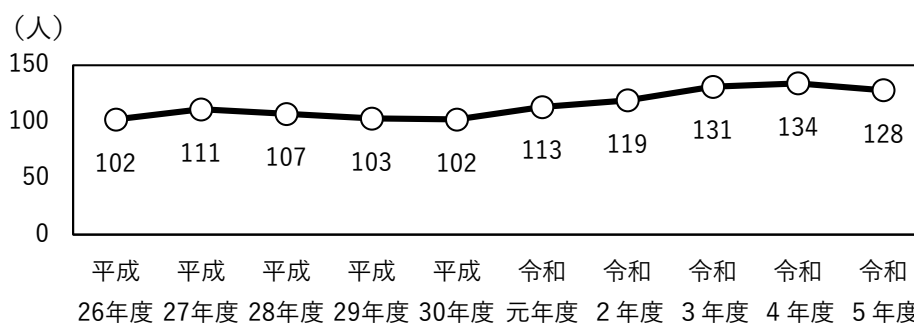
	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
行き先	—	三重県 志摩市	和歌山 県 みな べ町	滋賀県 大津市	滋賀県 長浜市	伊勢志 摩方面	伊勢志 摩方面 (社会福 祉協 議 会 主 催)	中止	中止	和歌山 県 和歌 山市
障害者	人	120	112	108	104	中止	106	—	—	70
介護者	人	32	30	29	26	中止	25	—	—	18
計	人	152	142	137	130	—	131	—	—	88

資料：社会福祉協議会

(4) 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当の給付状況の推移をみると、増加傾向にあった令和4年度の134人をピークに、令和5年度はやや減少がみられ128人となっています。

■特別児童扶養手当の給付状況の推移



資料：子育て支援課（各年度8月1日現在）

4 保健サービスの状況

(1) 母子保健事業

母子の健康の保持増進及び疾病の予防と早期発見のために、積極的に母子保健事業を推進しています。

① 訪問指導

訪問指導では若年・高齢初産婦等のハイリスク妊産婦や、未熟児、乳幼児健診での経過観察を要する乳幼児の家庭へ訪問し、適切な指導・助言を行っています。

② 妊婦健康診査

妊婦や胎児の異変を早期に発見し、安全な出産のため、医療機関に委託し妊婦健康診査を実施しています。

③ 乳幼児健康診査

乳幼児の健全な発育や発達のために、疾病等の早期発見と予防、心身の発達についての健康診査を実施しています。また、経過観察が必要な乳幼児に対しては、保護者に児童への関わり方や適切な医療や療育を受けるよう、指導・助言を行っています。

■令和4年度 乳幼児健康診査受診状況

	単位	一般健康診査			
		乳 児		幼 児	
		3～4か月児健康診査	9～10か月児健康診査	1歳6か月児健康診査	3歳児健康診査
対象人数	人	184	196	224	260
受診（実人数）	人	182	191	214	254

	単位	精密健康診査	
		幼 児	
		1歳6か月児健康診査	3歳児健康診査
受診（実人数）	人	0	55

資料：健康対策課

④心理相談

精神発達や言語等で発達の遅れのある児童とその保護者に対して、定期的に相談の場を提供し、育児不安の解消を図るとともに、具体的な関わり方や遊び方の指導を行い、児童に合った関わり方ができるように支援しています。

また、必要に応じて専門機関を紹介しています。

■心理相談の実施状況

	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
実施回数	回	36	40	40	40	40	39	41	45	45
相談実人数	人	86	94	99	99	92	94	102	99	90
相談延べ人数	人	99	103	114	112	110	111	115	119	108

資料：健康対策課（各年度末現在）

（2）健康増進事業

生涯にわたり健康的な生活習慣の確立に取り組み、健康寿命を延ばしていくため、健康教育や健康相談、訪問指導、がん検診等の各種保健事業を行っています。

① 健康教育

住民一人ひとりが、健康について関心を持ち、正しい知識や生活習慣を身につけて、それを実践・継続できるよう、生活習慣病の予防や、こころの健康づくり等について健康教育を行っています。

② 健康相談

保健師、栄養士、精神保健福祉士等が生活習慣病の予防や栄養等の個々のケースに応じた個別の相談に応じ、一人ひとりにあった健康づくりを推進しています。

■健康相談実施状況（令和4年度）

相談名	単位	相談件数
健康相談	件	665
（再掲）禁煙相談	件	0
（再掲）栄養相談	件	65
こころの健康相談	件	24

資料：健康対策課

③ 各種がん検診等

疾病等の早期発見・早期治療のために、各種がん検診（胃がん、乳がん、子宮がん、大腸がん、肺がん、前立腺がん検診）や脳ドック検診の助成を行っています。

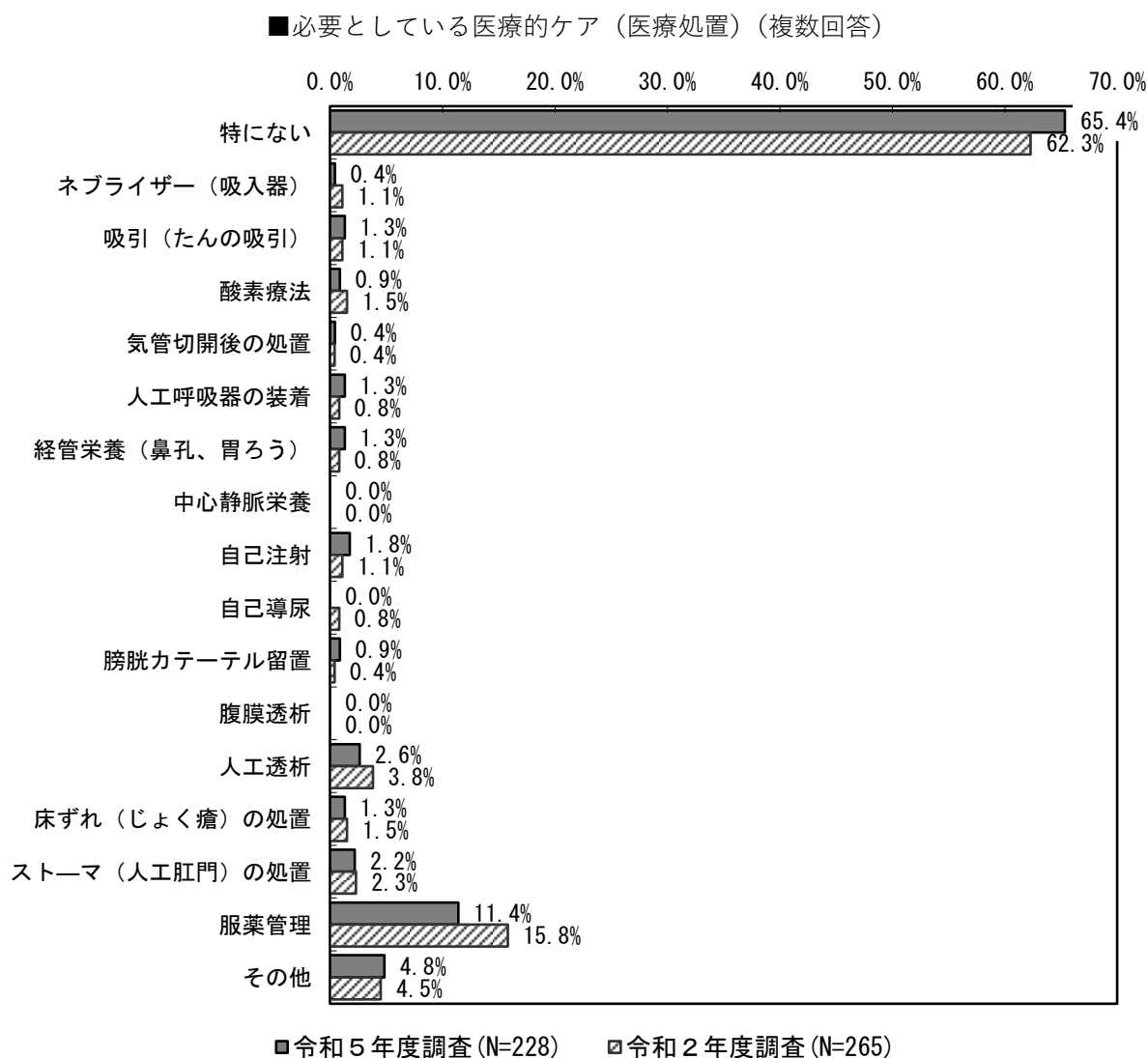
5 アンケート調査からみえる現状

(1) 医療について

① 必要としている医療的ケア（医療処置）

必要としている医療的ケア（医療処置）をみると、「特にない」（65.4%）が最も多く、次いで「服薬管理」（11.4%）、「その他」（4.8%）となっています。

令和2年度調査と比較すると、「服薬管理」が4.4ポイント減少している以外は、大きな変化はみられません。

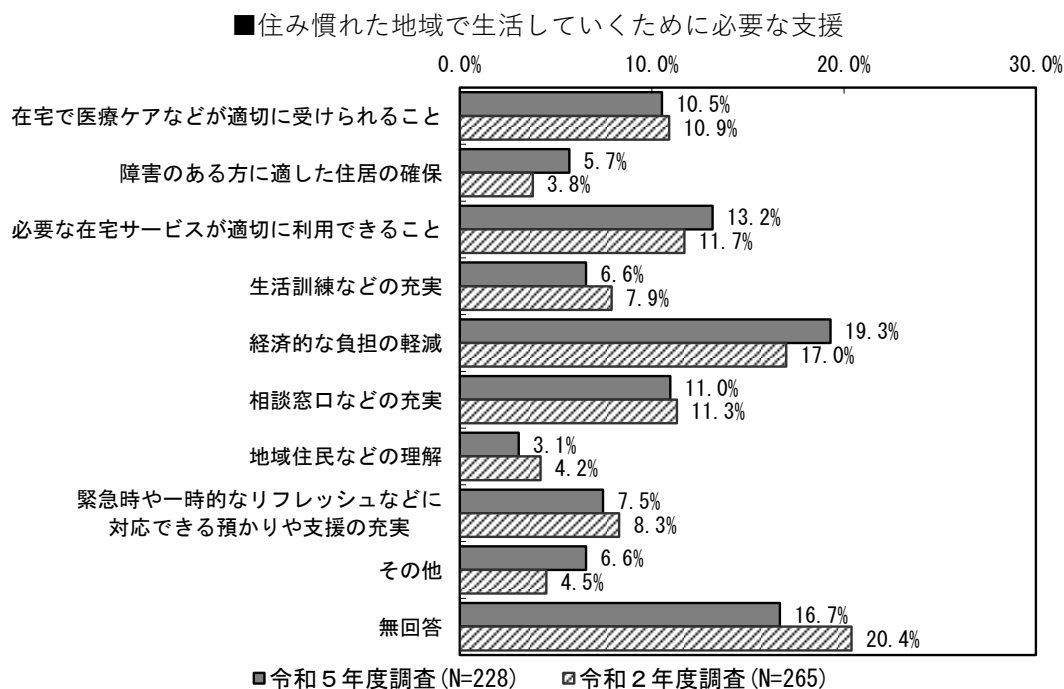


(2) 地域との関わり、支援について

① 住み慣れた地域で生活していくために必要な支援について

住み慣れた地域で生活していくために必要な支援をみると、「経済的な負担の軽減」(19.3%)が最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(13.2%)と「相談窓口などの充実」(11.0%)となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別でみると、身体障害、知的障害、精神障害では「経済的な負担の軽減」が最も多く、精神障害では37.8%となっています。また、障害児では「生活訓練などの充実」(25.0%)が最も多くなっています。

■〈障害種別〉住み慣れた地域で生活していくために必要な支援（複数回答）

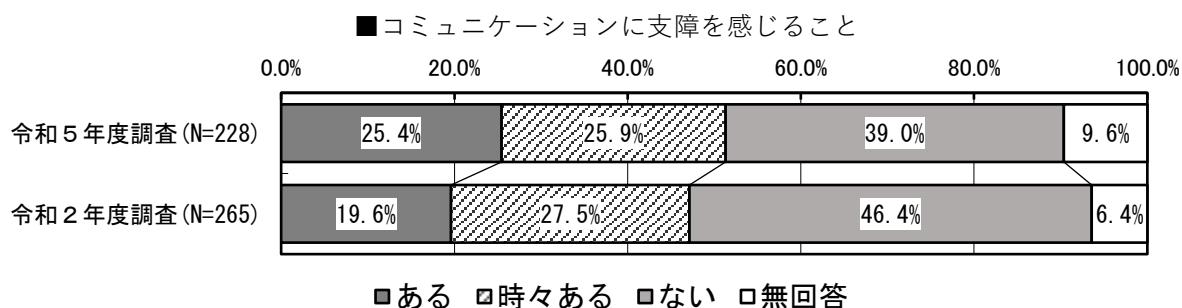
	斑鳩町全体		身体障害		知的障害		精神障害		障害児	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
在宅で医療ケアなどが適切に受けられること	24	10.5%	17	12.9%	3	4.8%	1	2.7%	0	0.0%
障害のある方に適した住居の確保	13	5.7%	3	2.3%	6	9.5%	4	10.8%	4	12.5%
必要な在宅サービスが適切に利用できること	30	13.2%	19	14.4%	8	12.7%	2	5.4%	1	3.1%
生活訓練などの充実	15	6.6%	2	1.5%	10	15.9%	4	10.8%	8	25.0%
経済的な負担の軽減	44	19.3%	20	15.2%	12	19.0%	14	37.8%	7	21.9%
相談窓口などの充実	25	11.0%	12	9.1%	8	12.7%	6	16.2%	3	9.4%
地域住民などの理解	7	3.1%	4	3.0%	3	4.8%	1	2.7%	2	6.3%
緊急時や一時的なリフレッシュなどに対応できる預かりや支援の充実	17	7.5%	12	9.1%	9	14.3%	1	2.7%	4	12.5%
その他	15	6.6%	13	9.8%	1	1.6%	1	2.7%	1	3.1%
無回答	38	16.7%	30	22.7%	3	4.8%	3	8.1%	2	6.3%
合計	228	100.0%	132	100.0%	63	100.0%	37	100.0%	32	100.0%

(3) コミュニケーションについて

① コミュニケーションに支障を感じること

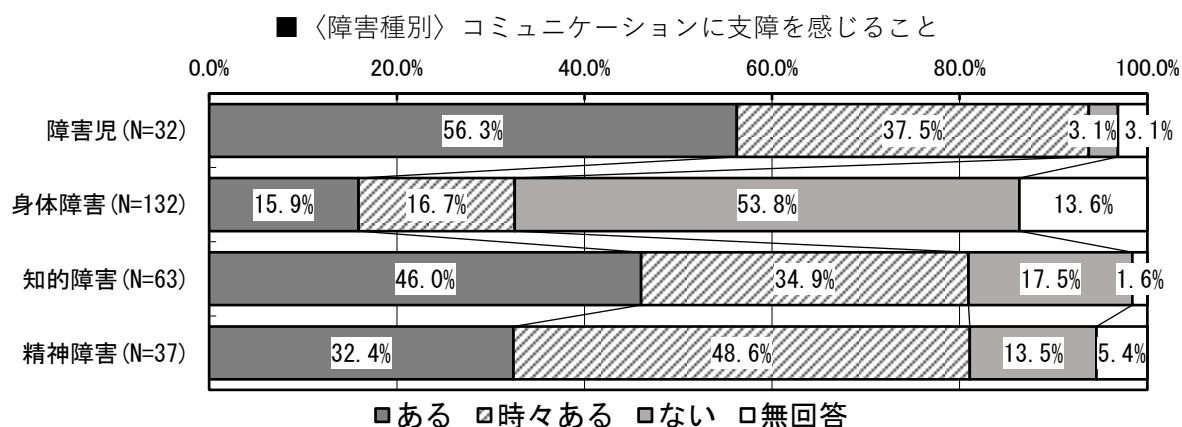
コミュニケーションに支障を感じることの有無をみると、「ない」(39.0%)が最も多く、次いで「時々ある」(25.9%)、「ある」(25.4%)となっています。

令和2年度調査と比較すると、「ある」が5.8ポイント増加しています。



【障害種別】

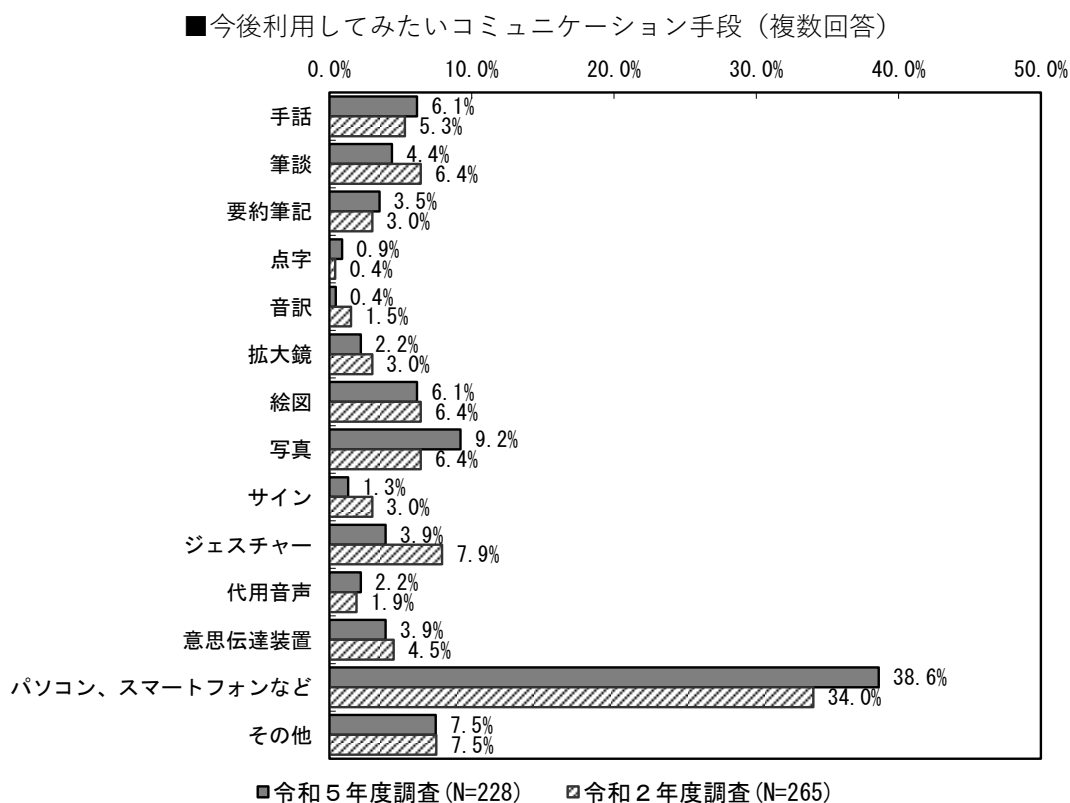
障害種別でみると、「ある」は知的障害では46.0%、障害児では56.3%となっています。



② 今後利用してみたいコミュニケーション手段

今後利用してみたいコミュニケーション手段をみると、「パソコン、スマートフォンなど」(38.6%) が最も多く、次いで「写真」(9.2%)、「その他」(7.5%) となっています。

令和2年度調査と比較すると、「パソコン、スマートフォンなど」が4.6ポイント増加、「ジェスチャー」が4ポイント減少している以外は、大きな変化はみられません。



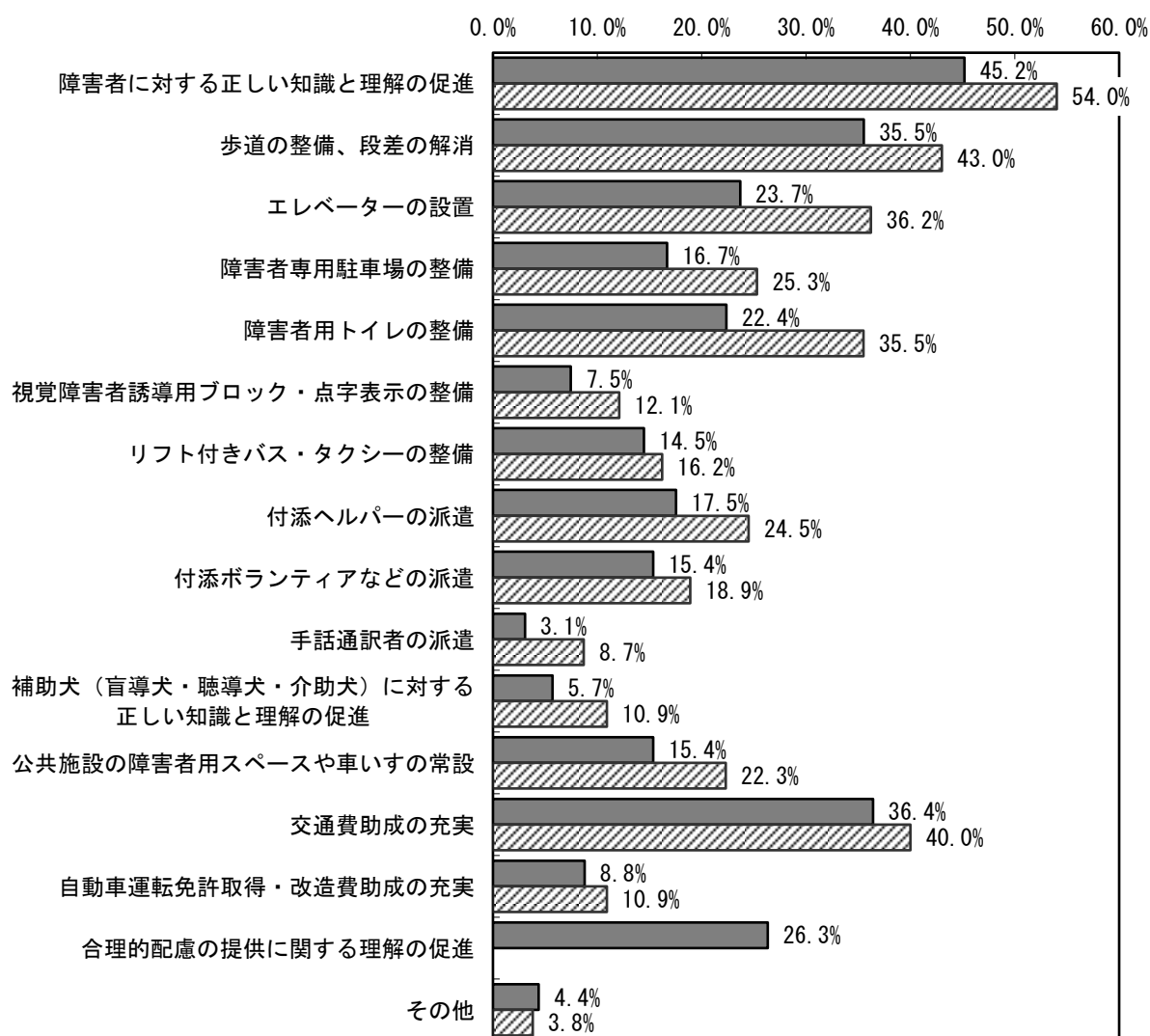
(4) 日常生活、暮らしについて

① 外出しやすくするために必要なこと

障害のある人が外出しやすくするために必要なことをみると、「障害者に対する正しい知識と理解の促進」(45.2%)が最も多く、次いで「交通費助成の充実」(36.4%)、「歩道の整備、段差の解消」(35.5%)となっています。

令和2年度調査と比較すると、「合理的配慮の提供に関する理解の促進」と「その他」を除く項目で減少しており、前回5割以上を占めていた「障害者に対する正しい知識と理解の促進」は8.8ポイント減少しています。

■障害のある人が外出しやすくするために必要なこと（複数回答）

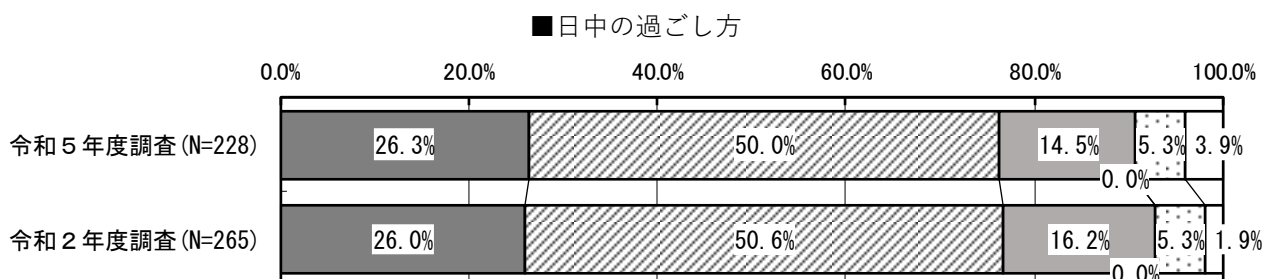


■ 令和5年度調査 (N=228) □ 令和2年度調査 (N=265)

② 日中の過ごし方

日中の過ごし方をみると、「仕事はしていない（学齢未満児や学生を除く）」（50.0%）が最も多く、次いで「仕事をしている（就労移行支援・就労継続支援A型・B型などを含む）」（26.3%）、「通園・通学している」（14.5%）となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

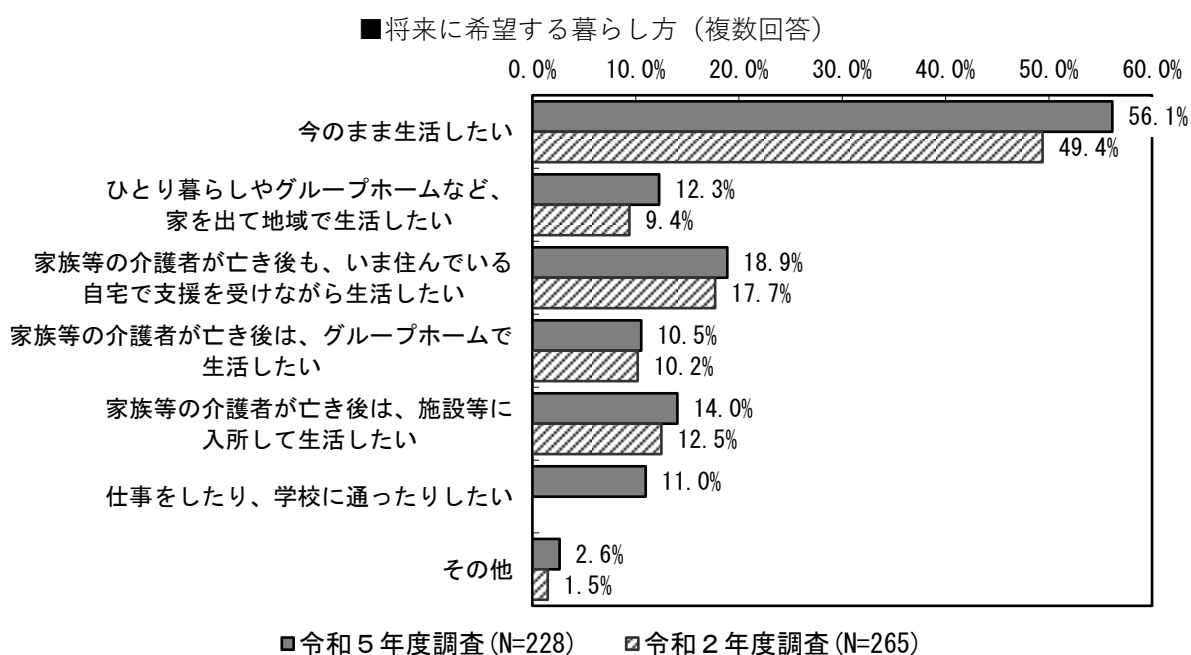


- 仕事をしている（就労移行支援・就労継続支援A型・B型などを含む）
- 仕事はしていない（学齢未満児や学生を除く）
- ▨ 通園・通学している
- ▩ 乳幼児期で就園しないで家にいる
- その他
- 無回答

③ 将来に希望する暮らし方

将来に希望する暮らし方をみると、「今のまま生活したい」（56.1%）が最も多く、次いで「家族等の介護者が亡き後も、いま住んでいる自宅で支援を受けながら生活したい」（18.9%）、「家族等の介護者が亡き後は、施設等に入所して生活したい」（14.0%）となっています。

令和2年度調査と比較すると、「今のまま生活したい」が6.7ポイント増加しています。



※「仕事をしたり、学校に通ったりしたい」は令和5年度調査で新たに設定した選択肢。

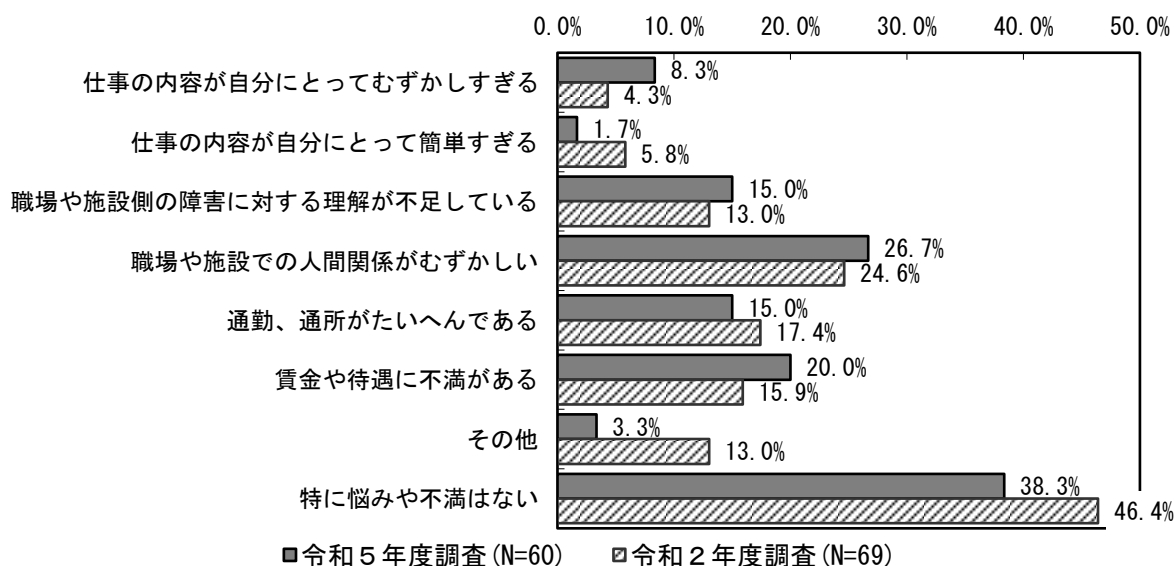
(5) 就労について

① 仕事のことで悩んでいることや困っていること

日中仕事をしている人について、仕事のことで悩んでいることや困っていることをみると、「特に悩みや不満はない」(38.3%)が最も多く、次いで「職場や施設での人間関係がむずかしい」(26.7%)、「賃金や待遇に不満がある」(20.0%)となっています。

令和2年度調査と比較すると、「仕事の内容が自分にとってむずかしすぎる」が4ポイント増加、「賃金や待遇に不満がある」4.1ポイント増加しています。

■仕事のことで悩んでいることや困っていること（3つ以内で複数回答）



【障害種別】

障害種別でみると、身体障害、知的障害では「特に悩みや不満はない」が最も多くなっていますが、精神障害では「職場や施設での人間関係がむずかしい」(61.9%)が最も多くなっています。

■〈障害種別〉仕事のことで悩んでいることや困っていること（3つ以内で複数回答）

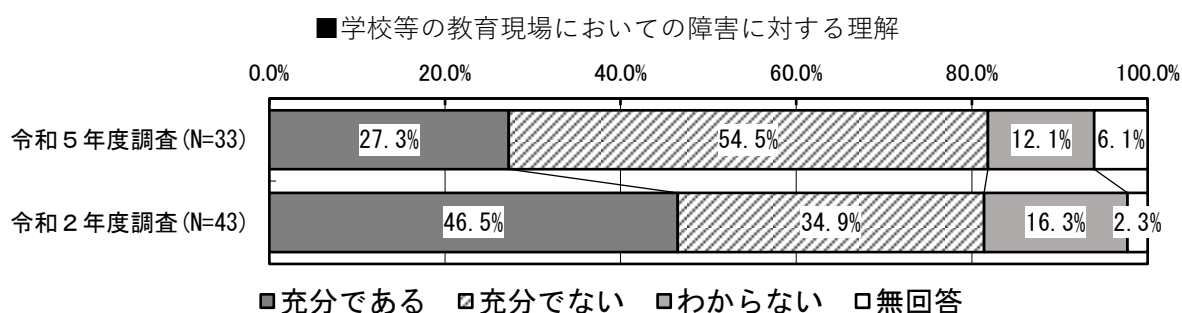
	斑鳩町全体		身体障害		知的障害		精神障害		障害児	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
仕事の内容が自分にとってむずかしすぎる	5	8.3%	0	0.0%	1	4.0%	4	19.0%	1	100.0%
仕事の内容が自分にとって簡単すぎる	1	1.7%	0	0.0%	1	4.0%	0	0.0%	0	0.0%
職場や施設側の障害に対する理解が不足している	9	15.0%	3	15.8%	2	8.0%	7	33.3%	0	0.0%
職場や施設での人間関係がむずかしい	16	26.7%	2	10.5%	4	16.0%	13	61.9%	1	100.0%
通勤、通所がたいへんである	9	15.0%	3	15.8%	5	20.0%	4	19.0%	0	0.0%
賃金や待遇に不満がある	12	20.0%	4	21.1%	6	24.0%	3	14.3%	0	0.0%
その他	2	3.3%	1	5.3%	0	0.0%	1	4.8%	0	0.0%
特に悩みや不満はない	23	38.3%	9	47.4%	10	40.0%	3	14.3%	0	0.0%
有効回答数	60	100.0%	19	100.0%	25	100.0%	21	100.0%	1	100.0%

(6) 教育について

① 学校等の教育現場における障害に対する理解

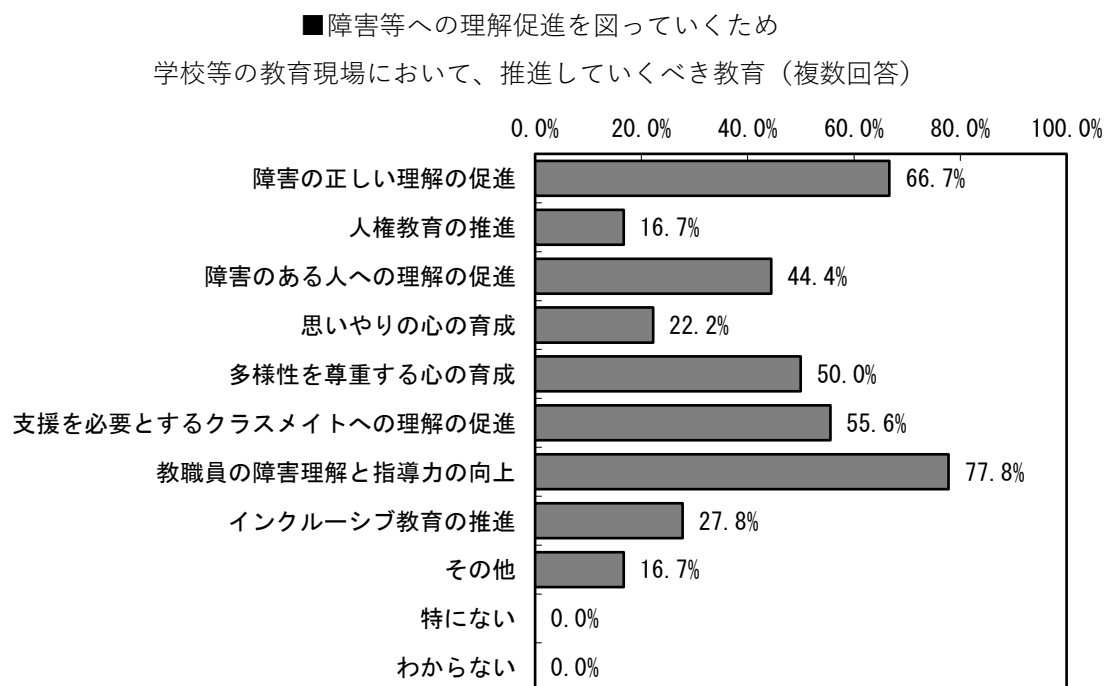
日中通園・通学している人について、学校等の教育現場における障害に対する理解が充分と思うかをみると、「充分でない」(54.5%)が最も多く、次いで「充分である」(27.3%)、「わからない」(12.1%)となっています。

令和2年度調査と比較すると、「充分でない」が19.6ポイント増加し5割以上を占めています。



② 学校等の教育現場において、どのような教育を推進していくべきか

学校等の教育現場において、障害に対する理解が充分でないと回答した人について、どのような教育を推進していくべきと思うかをみると、「教職員の障害理解と指導力の向上」(77.8%)が最も多く、次いで「障害の正しい理解の促進」(66.7%)、「支援を必要とするクラスメイトへの理解の促進」(55.6%)となっています。

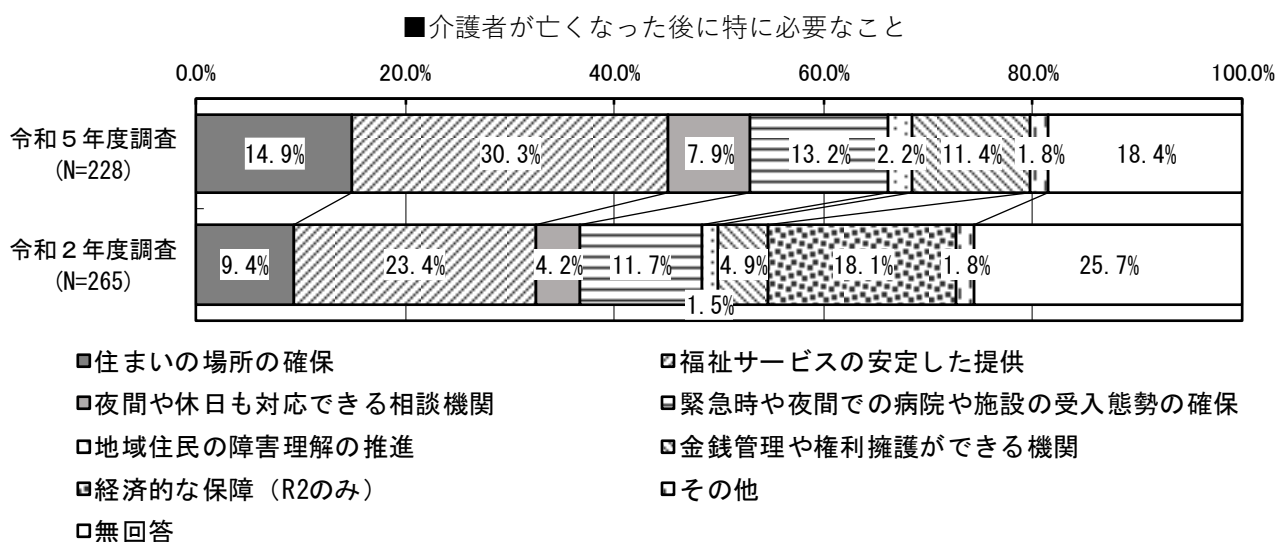


(7) 福祉サービス等について

① 介護者が亡くなった後に特に必要なこと

家族等の介護者が亡くなった後に特に必要なことをみると、「福祉サービスの安定した提供」(30.3%)が最も多く、次いで「住まいの場所の確保」(14.9%)、「緊急時や夜間での病院や施設の受入態勢の確保」(13.2%)となっています。

令和2年度調査と比較すると、「福祉サービスの安定した提供」が6.9ポイント増加、「金銭管理や権利擁護ができる機関」が6.5ポイント、「住まいの場所の確保」が5.5ポイント増加しています。



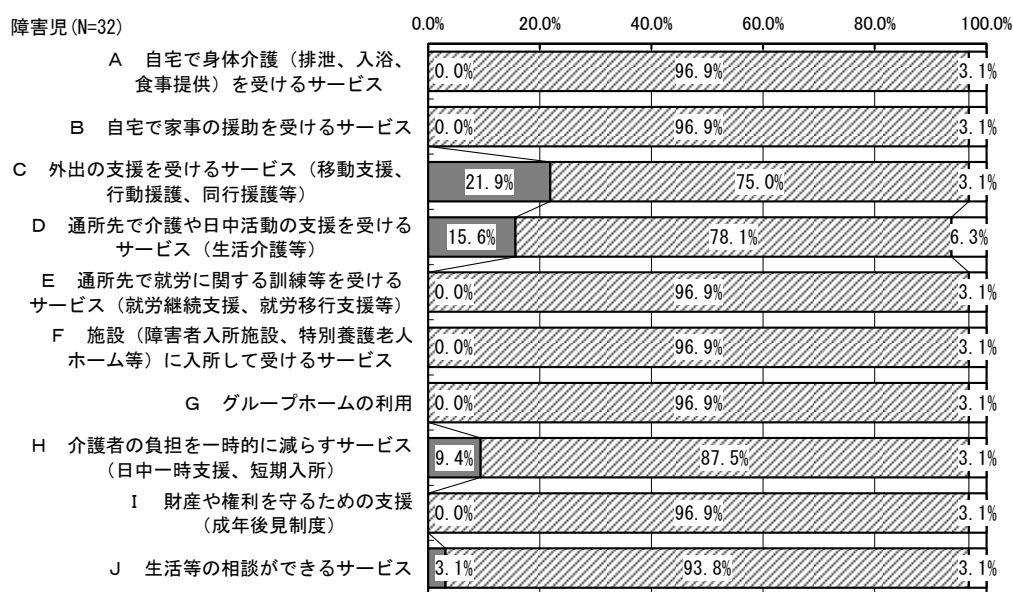
② サービスの利用状況及び利用意向

【障害児】

サービスの利用状況をみると、障害児では、すべてのサービスで「利用していない」の割合が高く、7割を超えています。「利用している」の割合が比較的高いのは「C 外出の支援を受けるサービス」(21.9%)、「D 通所先で介護や日中活動の支援を受けるサービス(生活介護等)」(15.6%)となっています。

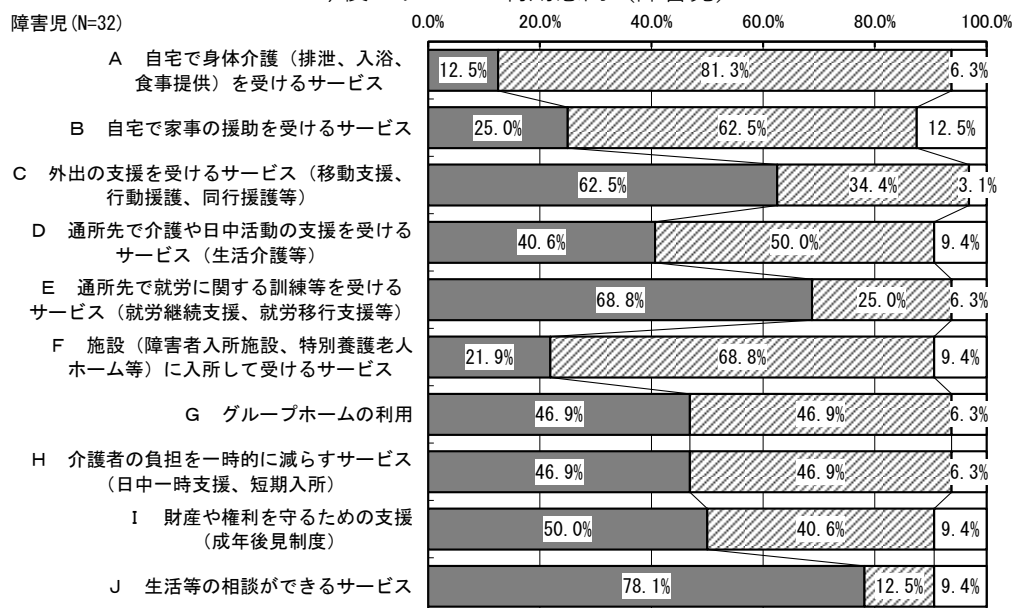
サービスの利用意向をみると、「利用したい」は「J 生活等の相談ができるサービス」(78.1%)が最も多く、次いで「E 通所先で就労に関する訓練等を受けるサービス(就労継続支援、就労移行支援等)」(68.8%)、「C 外出の支援を受けるサービス(移動支援、行動援護、同行援護 等)」(62.5%)となっています。

■現在のサービス利用状況(障害児)



■利用している □利用していない □無回答

■今後のサービス利用意向(障害児)



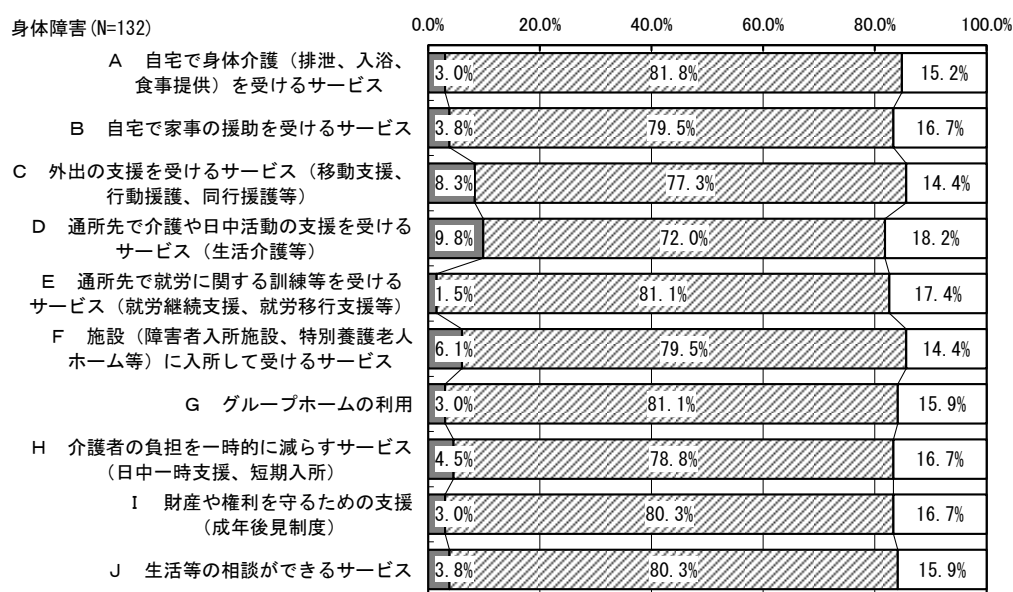
■利用したい □利用しない □無回答

【身体障害】

サービスの利用状況をみると、身体障害では、すべてのサービスで「利用していない」の割合が高く、7割を超えています。「利用している」の割合が比較的高いのは「D 通所先で介護や日中活動の支援を受けるサービス（生活介護等）」（9.8%）、「C 外出の支援を受けるサービス（移動支援、行動援護、同行援護等）」（8.3%）となっています。

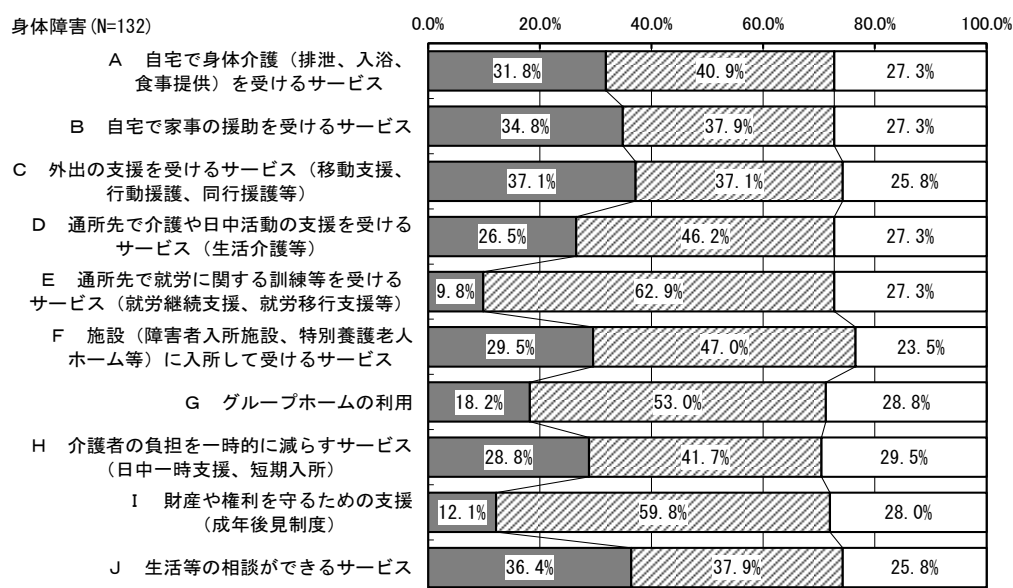
サービスの利用意向をみると、身体障害では、「C 外出の支援を受けるサービス（移動支援、行動援護、同行援護等）」（37.1%）が最も多く、次いで「J 生活等の相談ができるサービス」（36.4%）、「B 自宅で家事の援助を受けるサービス」（34.8%）となっています。

■現在のサービス利用状況（身体障害）



■利用している □利用していない □無回答

■今後のサービス利用意向（身体障害）



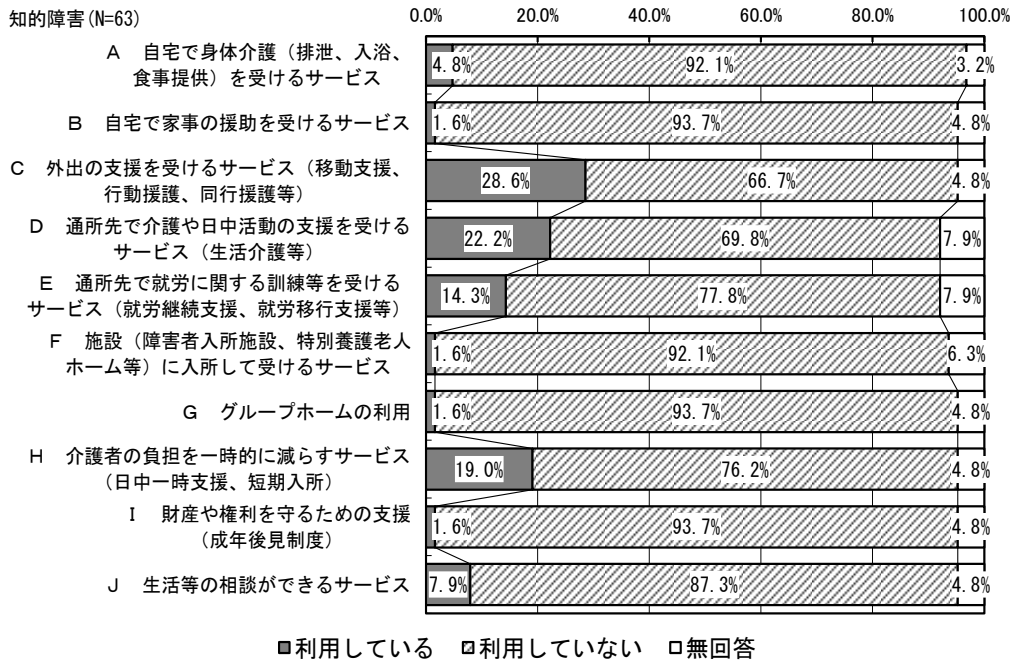
■利用したい □利用しない □無回答

【知的障害】

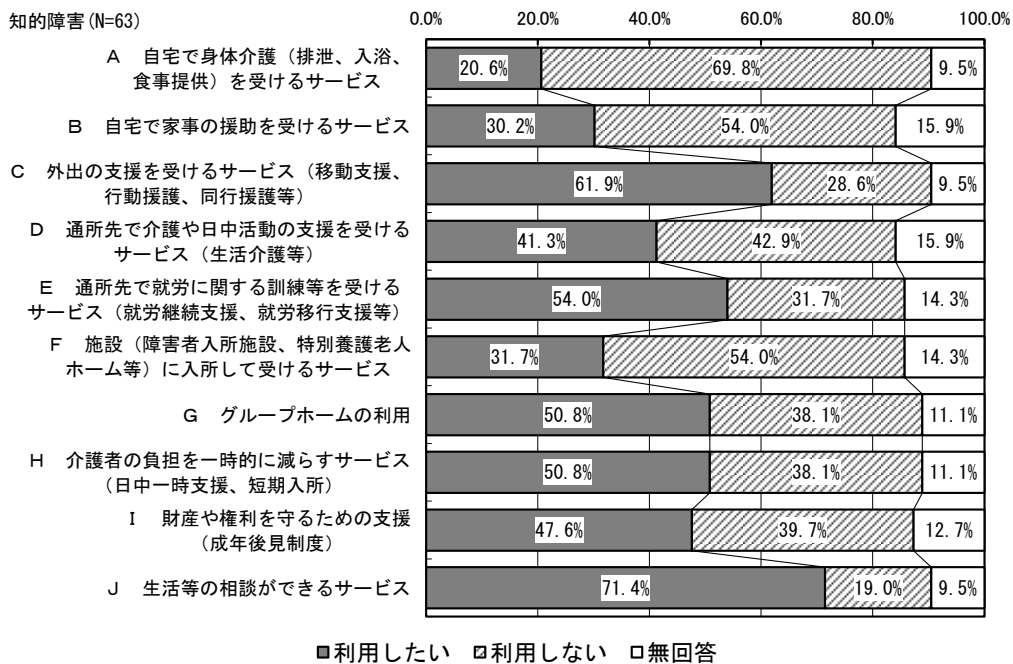
サービスの利用状況を見ると、知的障害では、「C 外出の支援を受けるサービス」と「通所先で介護や日中活動の支援を受けるサービス」で「利用している」の割合が高く、2割以上を占めています。一方、「A 自宅で身体介護（排泄、入浴、食事提供）を受けるサービス」や「B 自宅で家事の援助を受けるサービス」、「F 施設（障害者入所施設、特別養護老人ホーム等）に入所して受けるサービス」、「G グループホーム*の利用」、「I 財産や権利を守るための支援（成年後見制度）」は「利用していない」が9割以上を占めています。

サービスの利用意向を見ると、知的障害では、「J 生活等の相談ができるサービス」（71.4%）、「C 外出の支援を受けるサービス（移動支援、行動援護、同行援護等）」（61.9%）、「G グループホームの利用」と「H 介護者の負担を一時的に減らすサービス（日中一時支援、短期入所）」がともに 50.8%となっています。

■現在のサービス利用状況（知的障害）



■今後のサービス利用意向（知的障害）

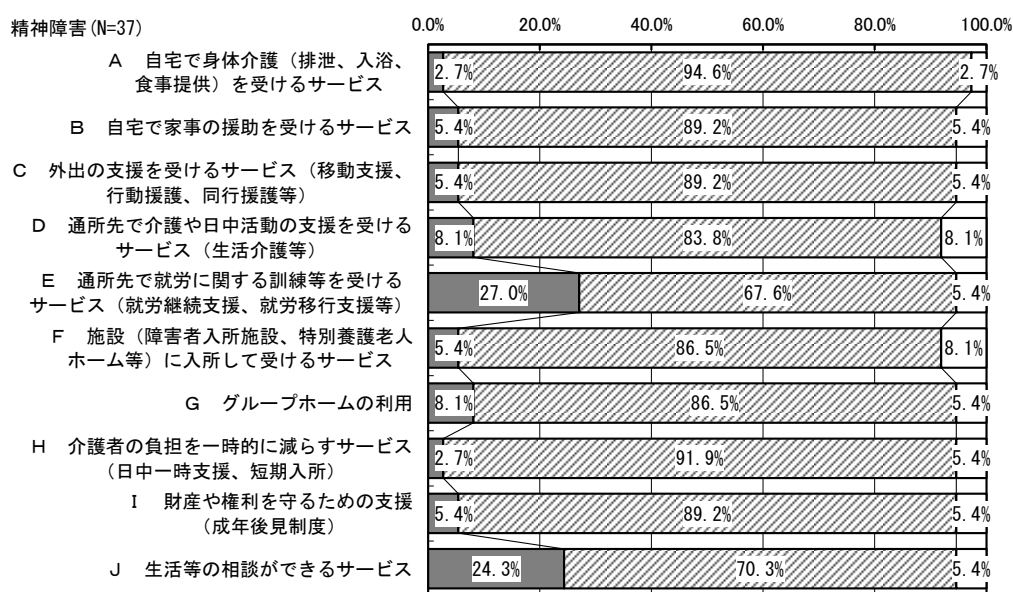


【精神障害】

サービスの利用状況をみると、精神障害では、「E 通所先で就労に関する訓練等を受けるサービス」と「J 生活等の相談ができるサービス」で「利用している」の割合が高く、2割以上を占めています。それ以外のサービスでは「利用していない」の割合が高く、「A 自宅で身体介護（排泄、入浴、食事提供）を受けるサービス」や「H 介護者の負担を一時的に減らすサービス（日中一時支援、短期入所）」では9割以上を占めています。

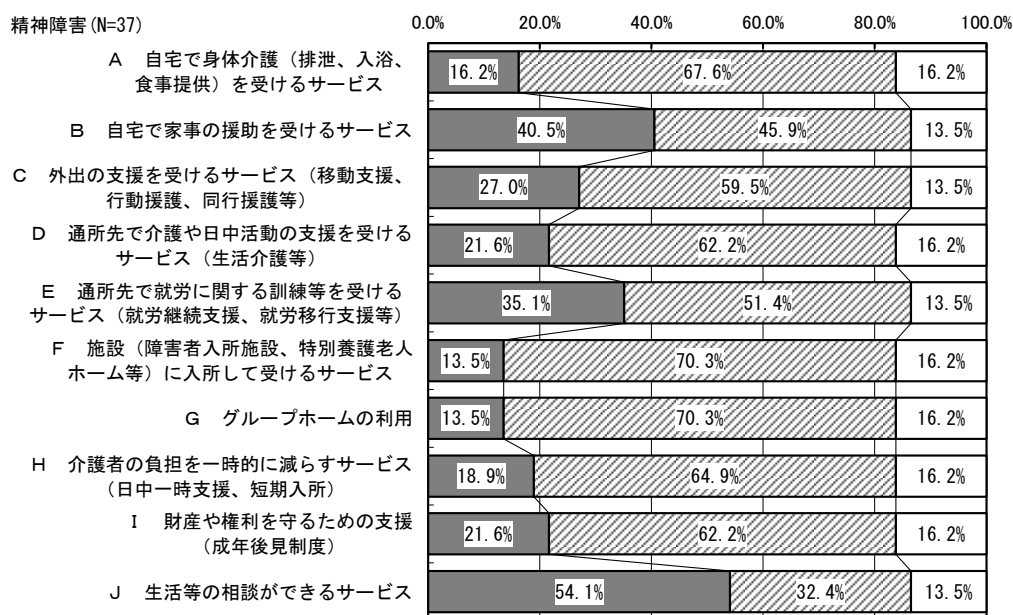
サービスの利用意向をみると、精神障害では、「J 生活等の相談ができるサービス」（54.1%）が最も多く、次いで「B 自宅で家事の援助を受けるサービス」（40.5%）、「E 通所先で就労に関する訓練等を受けるサービス（就労継続支援、就労移行支援等）」（35.1%）となっています。

■現在のサービス利用状況（精神障害）



■利用している □利用していない □無回答

■今後のサービス利用意向（精神障害）



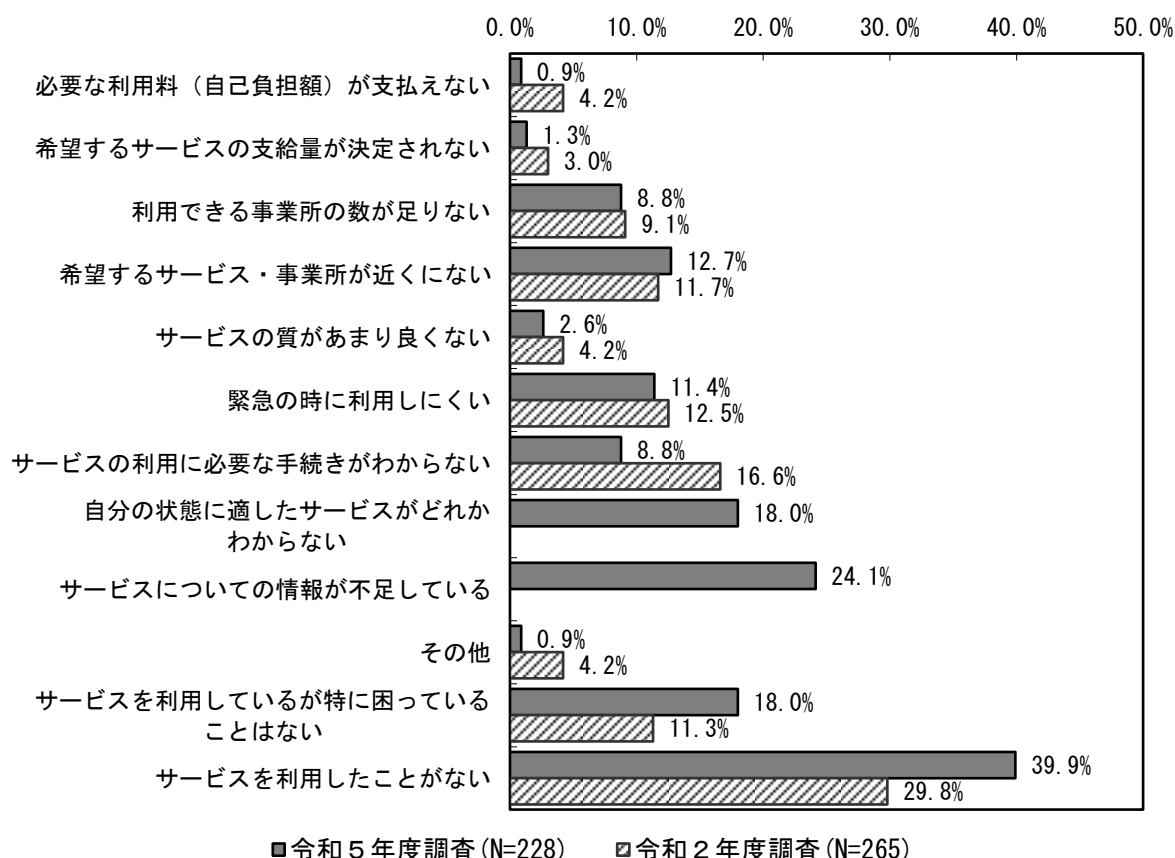
■利用したい □利用しない □無回答

③ 障害福祉サービスについて困っていること

障害福祉サービスについて困っていることをみると、「サービスを利用したことがない」(39.9%)が最も多く、次いで「サービスについての情報が不足している」(24.1%)、「自分の状態に適したサービスがどれかわからない」と「サービスを利用しているが特に困っていることはない」がともに18.0%となっています。

令和2年度調査と比較すると、「サービスを利用したことがない」が10.1ポイント増加、「サービスを利用しているが特に困っていることはない」が6.7ポイント増加しています。また、「サービスの利用に必要な手続きがわからない」が7.8ポイント減少しています。

■障害福祉サービスについて困っていること（3つ以内で複数回答）



※「サービスについての情報が不足している」と「自分の状態に適したサービスがどれかわからない」は令和5年度調査で新たに設定した選択肢。

【障害種別】

障害種別でみると、身体障害では「サービスを利用したことがない」、精神障害では「自分の状態に適したサービスがどれかわからない」、知的障害と障害児では「サービスについての情報が不足している」が最も多くなっています。

■ 〈障害種別〉 障害福祉サービスについて困ってること（3つ以内で複数回答）

	斑鳩町全体		身体障害		知的障害		精神障害		障害児	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
必要な利用料（自己負担額）が支払えない	2	0.9%	2	1.5%	0	0.0%	1	2.7%	0	0.0%
希望するサービスの支給量が決定されない	3	1.3%	3	2.3%	1	1.6%	0	0.0%	0	0.0%
利用できる事業所の数が足りない	20	8.8%	4	3.0%	15	23.8%	4	10.8%	6	18.8%
希望するサービス・事業所が近くにない	29	12.7%	11	8.3%	17	27.0%	5	13.5%	10	31.3%
サービスの質があまり良くない	6	2.6%	2	1.5%	2	3.2%	2	5.4%	2	6.3%
緊急の時に利用しにくい	26	11.4%	12	9.1%	12	19.0%	2	5.4%	6	18.8%
サービスの利用に必要な手続きがわからない	20	8.8%	10	7.6%	5	7.9%	5	13.5%	4	12.5%
自分の状態に適したサービスがどれかわからない	41	18.0%	19	14.4%	13	20.6%	12	32.4%	9	28.1%
サービスについての情報が不足している	55	24.1%	27	20.5%	23	36.5%	10	27.0%	13	40.6%
その他	2	0.9%	1	0.8%	1	1.6%	0	0.0%	0	0.0%
サービスを利用しているが特に困っていることはない	41	18.0%	20	15.2%	12	19.0%	7	18.9%	6	18.8%
サービスを利用したことがない	91	39.9%	64	48.5%	12	19.0%	11	29.7%	6	18.8%
有効回答数	228	100.0%	132	100.0%	63	100.0%	37	100.0%	32	100.0%

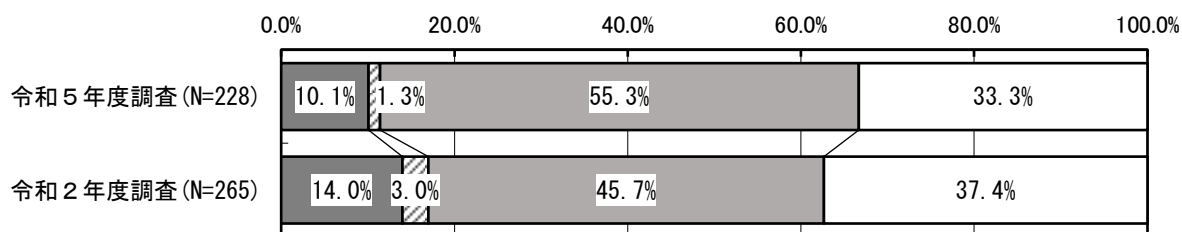
④ 障害福祉サービス等の利用の変化

福祉サービスの質

福祉サービスの質の変化をみると、「変わらない」（55.3%）が最も多く、次いで「良くなった」（10.1%）、「悪くなった」（1.3%）となっています。

令和2年度調査と比較すると、「変わらない」が9.6ポイント増加しています。

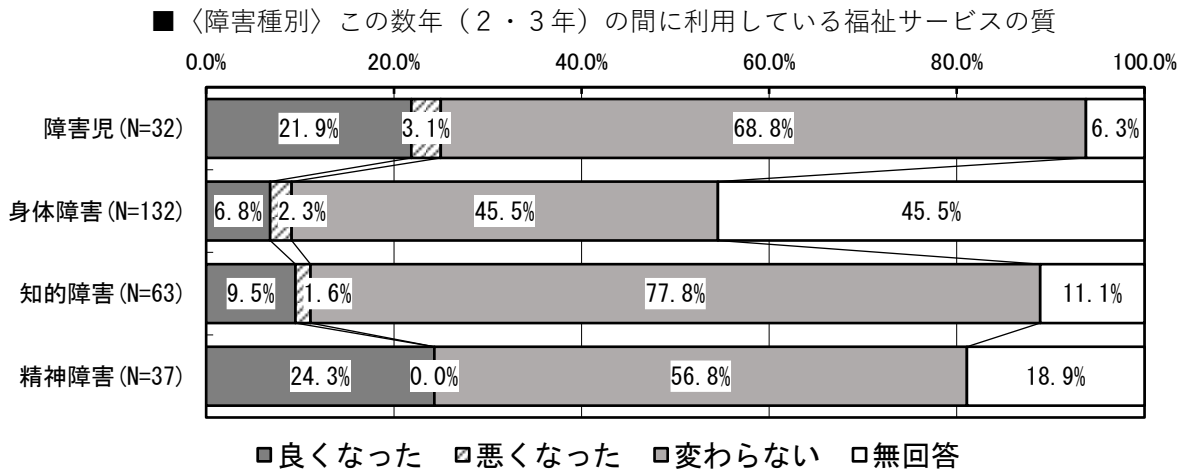
■ この数年（2・3年）の間に利用している福祉サービスの質



■良くなった □悪くなった ■変わらない □無回答

【障害種別】

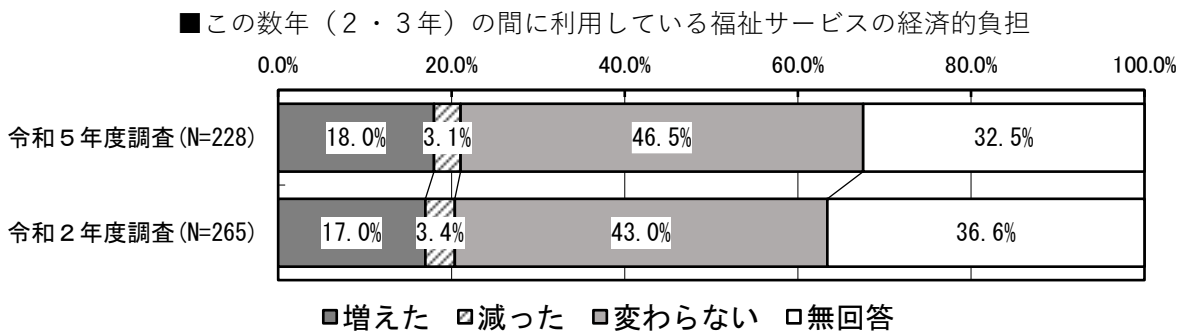
障害種別でみると、「良くなった」は精神障害と障害児では約2割を占めています。



経済的負担

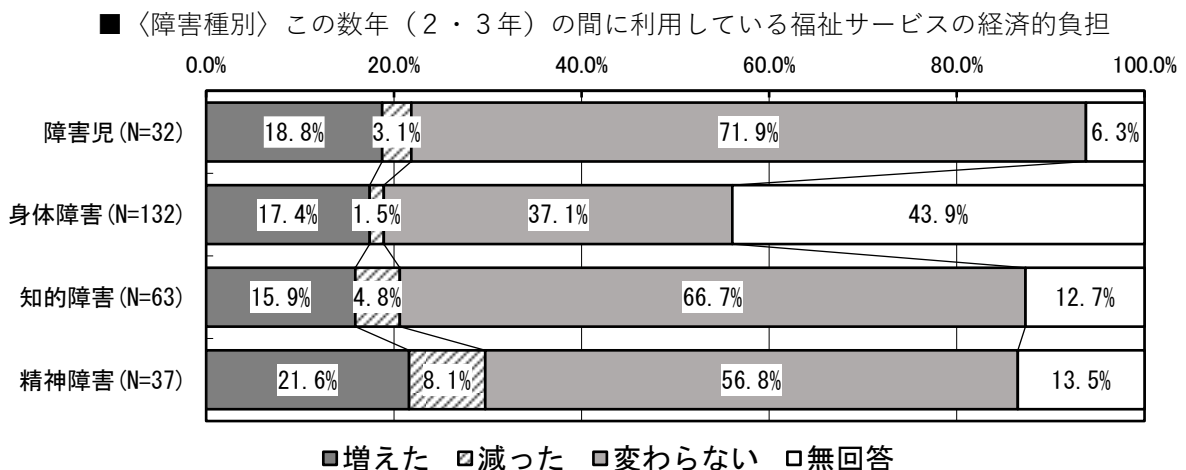
経済的負担の変化をみると、「変わらない」（46.5%）が最も多く、次いで「増えた」（18.0%）、「減った」（3.1%）となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別でみると、「増えた」は精神障害と障害児では約2割を占めています。

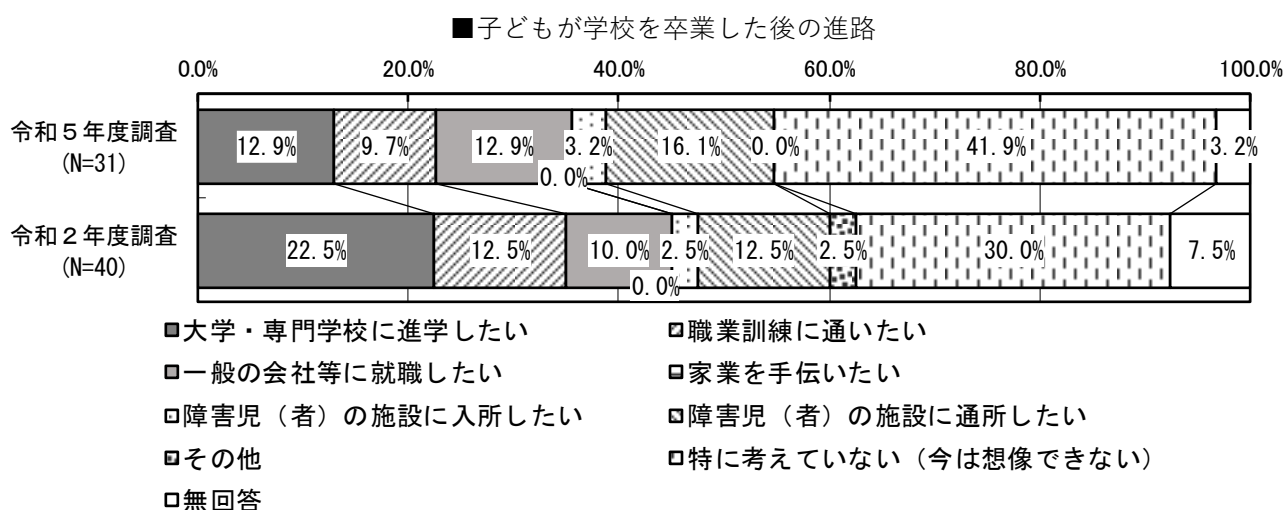


(8) 学校卒業後の進路について

① 学校を卒業した後の進路について

子どもが学校*を卒業した後の進路をみると、「特に考えていない（今は想像できない）」（41.9%）が最も多く、次いで「障害児（者）の施設に通所したい」（16.1%）、「大学・専門学校に進学したい」と「一般の会社等に就職したい」がともに12.9%となっています。

令和2年度調査と比較すると、「特に考えていない（今は想像できない）」が11.9ポイント増加、「大学・専門学校に進学したい」が9.6ポイント減少しています。



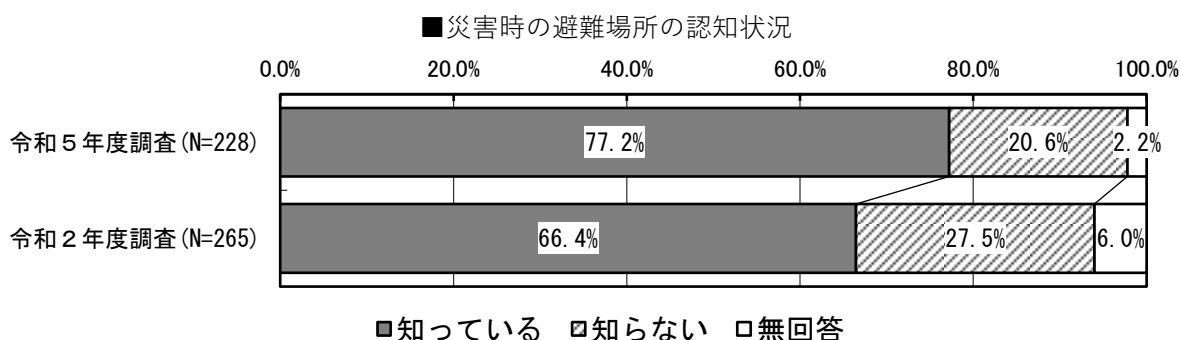
※高等学校を想定しています。

(9) 災害時等の支援について

① 災害時の避難場所の認知状況

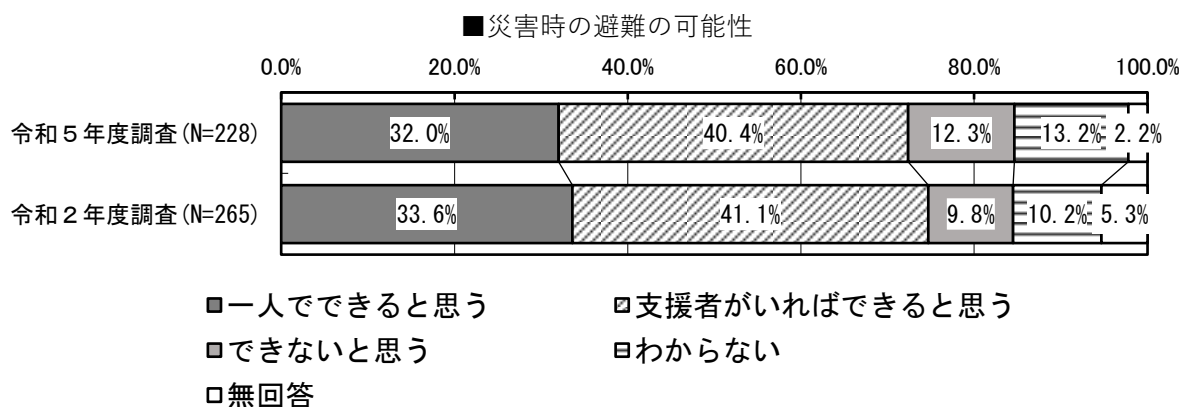
災害時の避難場所を知っているかをみると、「知っている」が77.2%、「知らない」が20.6%となっています。

令和2年度調査と比較すると、「知っている」が10.8ポイント増加しています。



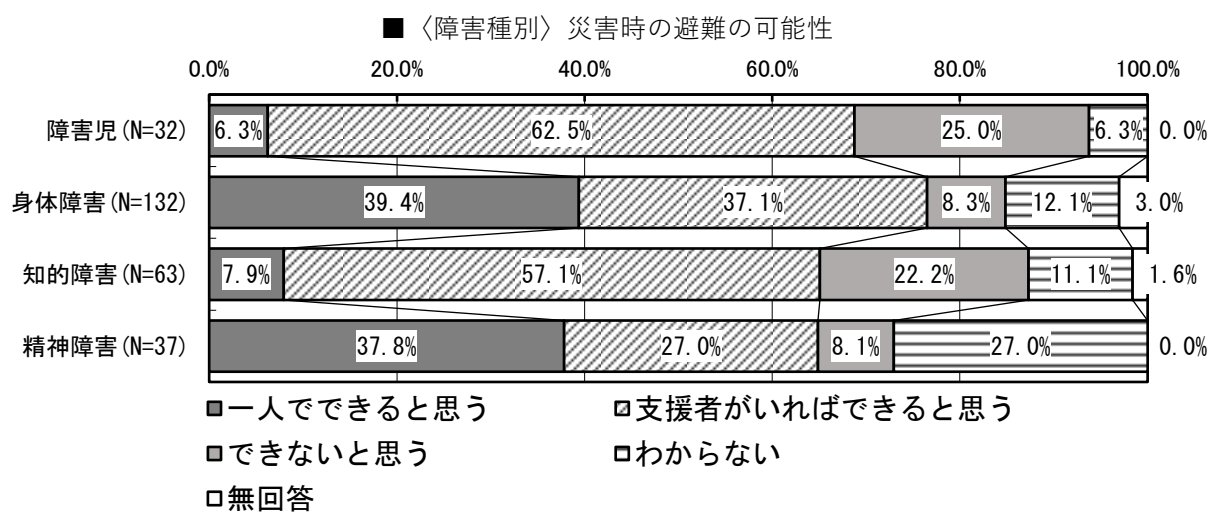
② 災害時にひとりで避難できるかについて

災害時の避難の可能性をみると、「支援者がいればできると思う」(40.4%)が最も多く、次いで「一人でできると思う」(32.0%)、「わからない」(13.2%)となっています。令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

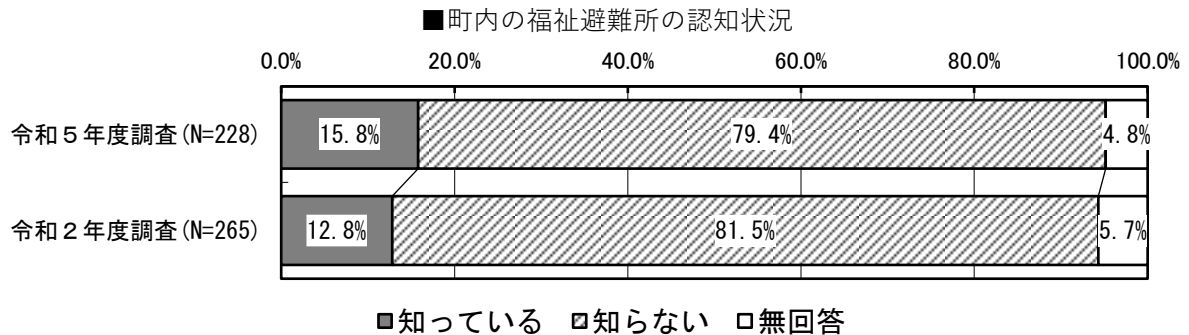
障害種別でみると、「一人でできると思う」は知的障害と障害児では1割未満と少なく、「支援者がいればできると思う」が5割以上を占めています。



③ 町内の「福祉避難所」の認知状況

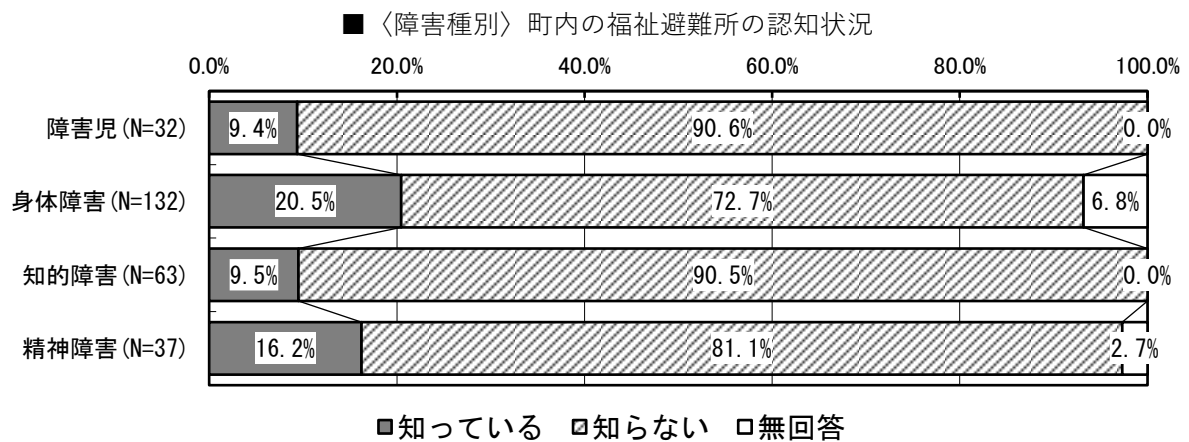
町内の福祉避難所を知っているかをみると、「知らない」が79.4%、「知っている」が15.8%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別でみると、いずれも「知らない」が7割以上を占めています。



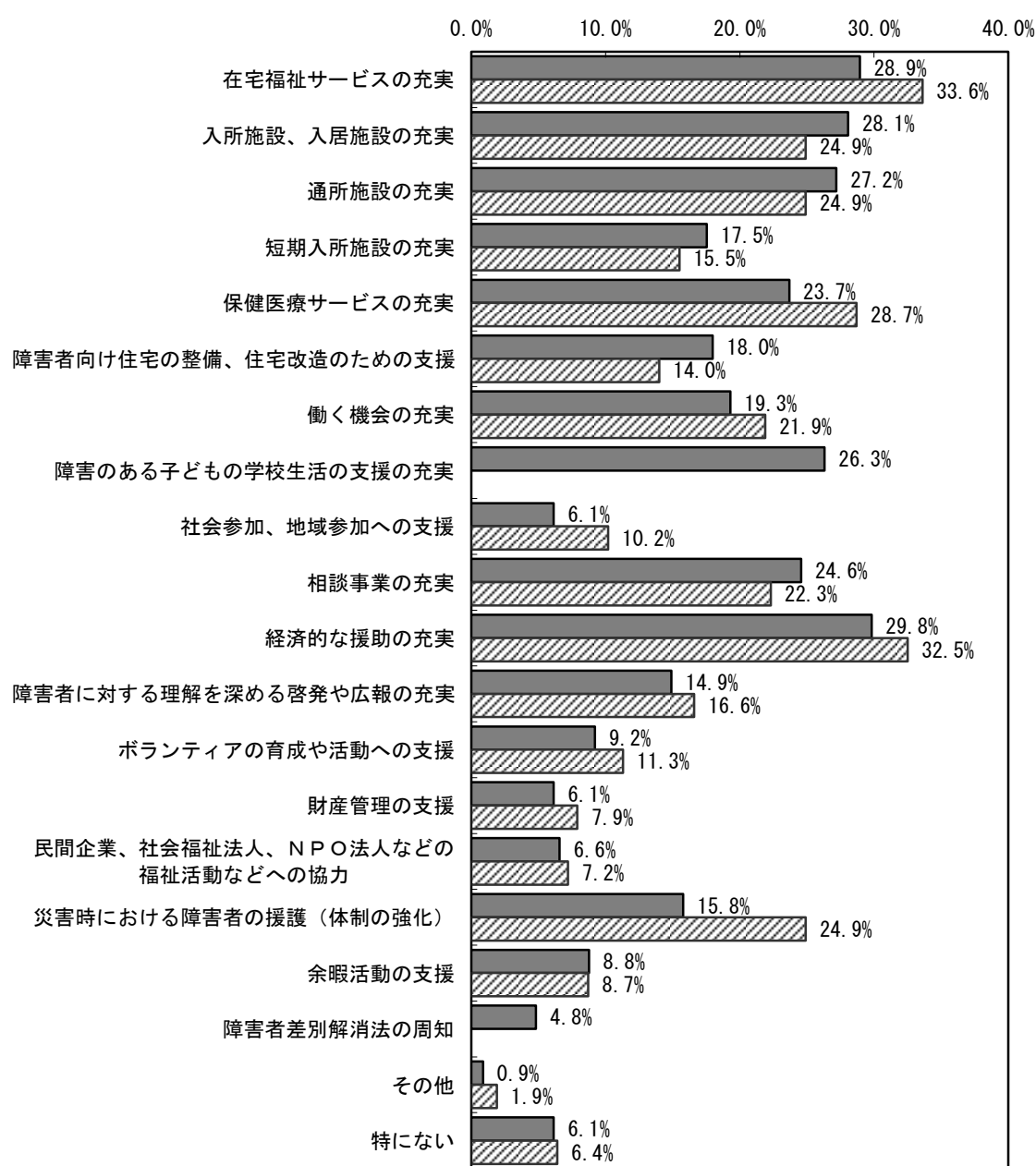
(10) 地域での暮らしについて

① 住み慣れた地域で暮らしていくために必要なこと

障害のある人や児童が住み慣れた地域で暮らしていくために必要なことをみると、「経済的な援助の充実」(29.8%)が最も多く、次いで「在宅福祉サービスの充実」(28.9%)、「入所施設、入居施設の充実」(28.1%)となっています。

令和2年度調査と比較すると、「災害時における障害者の援護(体制の強化)」が9.1ポイント減少しています。また、「障害者向け住宅の整備、住宅改造のための支援」が4ポイント増加、「在宅福祉サービスの充実」、「保健医療サービスの充実」、「社会参加、地域参加への支援」が4ポイント以上減少しています。

■ 障害のある人や児童が住み慣れた地域で暮らしていくために必要なこと (5つ以内で複数回答)



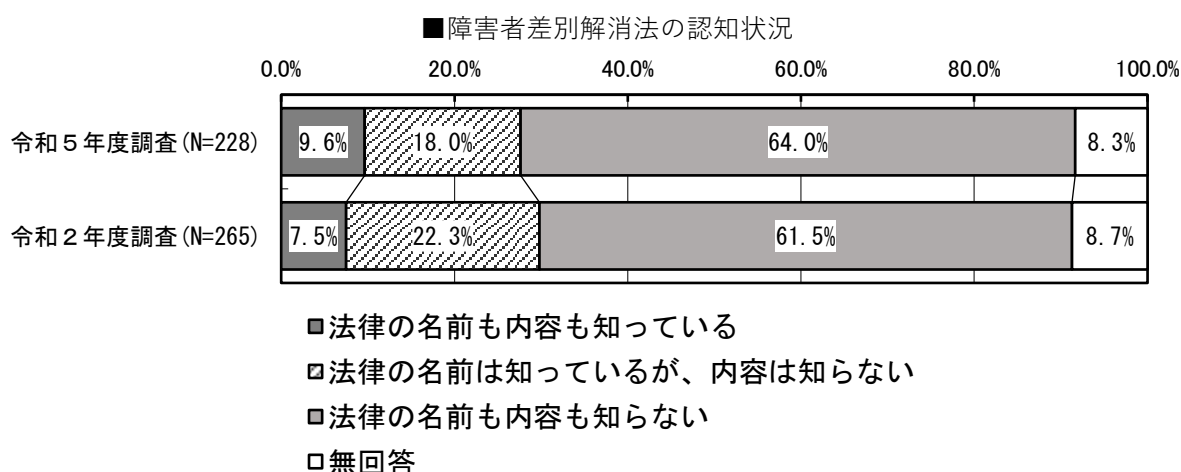
■ 令和5年度調査 (N=228) □ 令和2年度調査 (N=265)

(11) 障害に対する理解について

① 障害者差別解消法の認知状況

障害者差別解消法の認知状況をみると、「法律の名前も内容も知らない」(64.0%)が最も多く、次いで「法律の名前は知っているが、内容は知らない」(18.0%)、「法律の名前も内容も知っている」(9.6%)となっています。

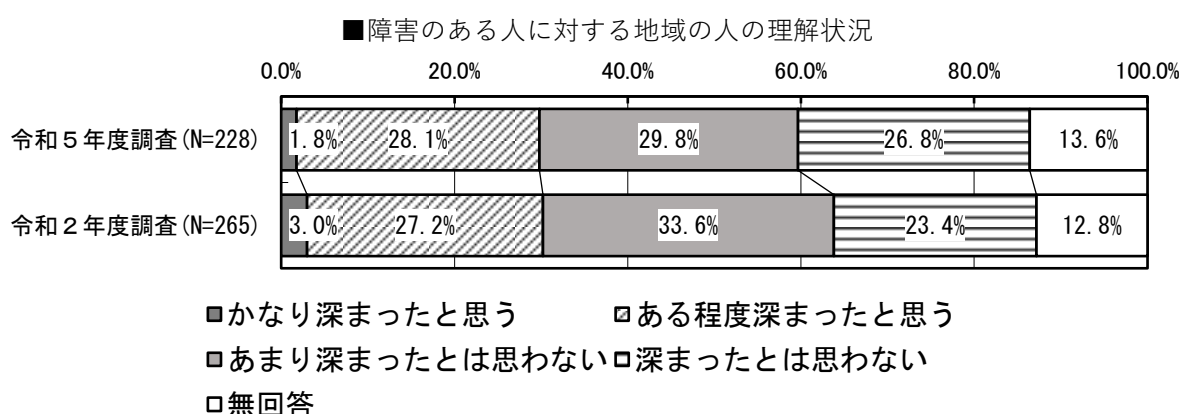
令和2年度調査と比較すると、「法律の名前は知っているが、内容は知らない」が4.3ポイント減少しています。



② 障害のある人に対する地域の人々の理解状況

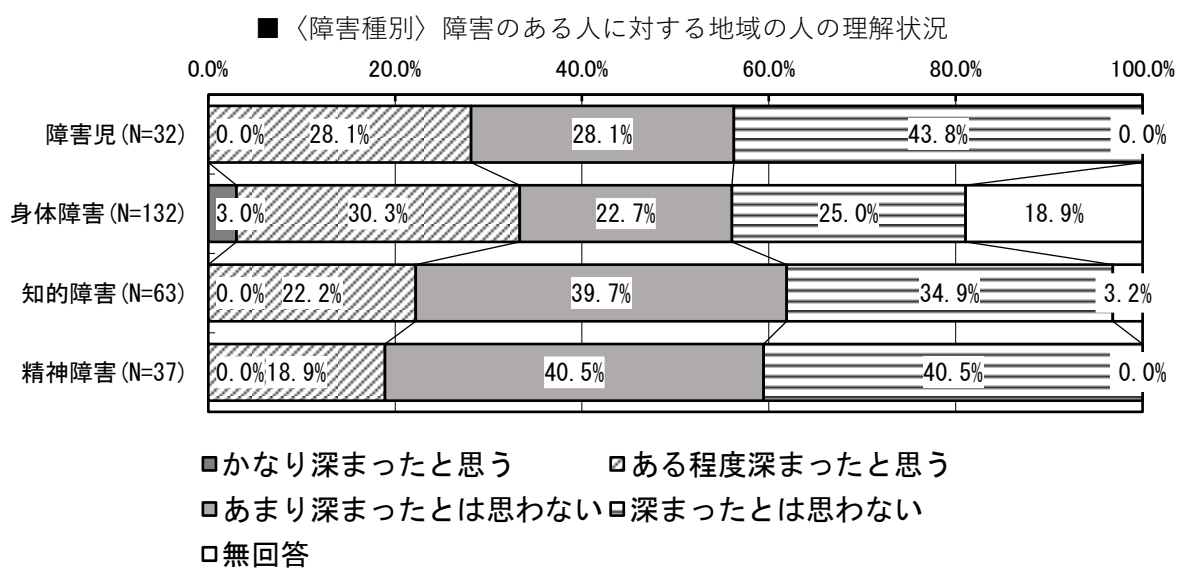
障害のある人に対する地域の人々の理解状況をみると、「あまり深まったとは思わない」(29.8%)が最も多く、次いで「ある程度深まったと思う」(28.1%)、「深まったとは思わない」(26.8%)となっています。「かなり深まったと思う」と「ある程度深まったと思う」の合計は29.9%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障害種別】

障害種別でみると、「かなり深まったと思う」と「ある程度深まったと思う」の合計は身体障害では 33.3%となっていますが、知的障害と精神障害では比較的低く、精神障害では 18.9%となっています。

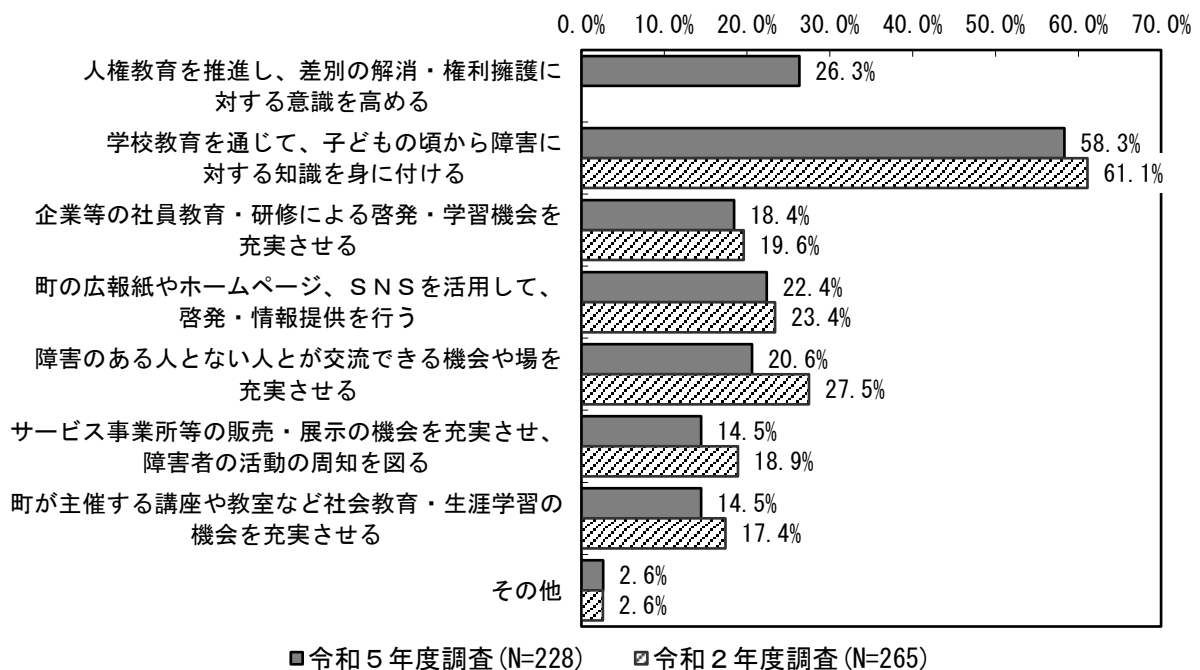


③ 住民が障害・障害者に対する理解を深められるようにするために必要な取組

すべての住民が障害・障害者に対する理解を深められるようにするために、斑鳩町が取り組む必要があることをみると、「学校教育を通じて、子どもの頃から障害に対する知識を身に付ける」(58.3%)が最も多く、次いで「人権教育を推進し、差別の解消・権利擁護に対する意識を高める」(26.3%)、「町の広報紙やホームページ、SNSを活用して、啓発・情報提供を行う」(22.4%)となっています。

令和2年度調査と比較すると、「障害のある人となない人とが交流できる機会や場を充実させる」が6.9ポイント減少、「サービス事業所等の販売・展示の機会を充実させ、障害者の活動の周知を図る」が4.4ポイント減少しています。

■障害・障害のある人に対する理解を深められるようにするために
斑鳩町が進めるべき取組（3つ以内で複数回答）



6 障害者（児）を取り巻く課題

本町の障害者（児）を取り巻く課題を、アンケート調査結果や事業の実施状況を踏まえて前計画の基本目標ごとに整理しました。

「1. 地域の中で、ともに生きる ～地域における共生～」についての課題

- 障害者差別解消法の認知状況は令和2年度調査からやや低下しており、障害のある人に法律が十分に広まっていない様子が見えます。さまざまな障害に対する理解を深め互いを尊重する共生社会を実現するためにも、障害者団体や事業所等との連携・協力により、学校教育を通じた福祉教育等の充実に加え、各種団体等と連携・協力し、多様な機会を通じた地域住民とのふれあいや福祉教育の充実を図ることが必要です。また、障害のある人が合理的配慮を必要としている意思を伝えることができ参画しやすい社会となるよう、障害のある人への周知・啓発を推進していくことも重要です。
- 障害に対する正しい知識の習得や理解の促進は、障害のある人が暮らしやすい社会を実現するために重要ですが、地域において障害に対する理解が深まったと感じている人の割合は増加しておらず、学校教育を通じた障害に対する知識の習得や、人権教育・啓発を通じた差別解消や権利擁護についての意識の向上が求められています。
- 障害のある人もない人も誰もが地域に包摂されお互いに助け合い支え合う地域社会を築くために、自治会等の身近な地域において見守り等を行う小地域福祉活動を活性化し、障害のある人の社会参加や自立した生活を支援していくことが必要です。
- 「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」の施行も踏まえ、障害のある人を含むすべての人が活動の場を広げ、自由に社会参加や交流を行うことができるよう、便利で安全に移動や施設の利用ができるバリアフリー・ユニバーサルデザイン*のまちづくりを推進していくことが重要です。
- 現在、65歳以上の障害者手帳所持者の割合が本町の全人口の1割を占めています。今後も障害者の高齢化や親亡き後について権利擁護に関する相談が増加することが予想されるため、成年後見制度等の制度の周知と活用を促進し、本人の意思をできる限り尊重し、そのちからを最大限活かして生活を送ることができるよう支援することが重要です。

「2. 住民がともに歩む ～障壁の排除～」についての課題

- 個々の障害のある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要です。また、判断能力が不十分な知的障害者や精神障害者等に対しては、本人の意思を尊重しながら安全安心な暮らしができるよう、各種制度の周知と利用の促進を図ることが必要です。

- コミュニケーションに支障を感じる人が増加しており、視覚・聴覚障害のみならず、一人ひとりのニーズに応じたコミュニケーション手段の確保に努めていくことが求められています。近年では、情報通信技術の進展が障害者の情報収集やコミュニケーション手段に大きな可能性を広げており、アンケート調査でもパソコンやスマートフォンによるコミュニケーションを利用してみたいと回答する人が増加しています。手話通訳者*や要約筆記者*の確保と合わせ、情報通信機器の有効活用を通じた支援の充実が期待されます。
- 国民として当然の権利である選挙権を行使できる環境が保障されるためにも、引き続き、建物の設備や制度の仕組みに配慮していくことが必要です。

「3. 健やかに生きる ～保健と医療～」についての課題

- 障害のある人や児童が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、いつでも適切な医療サービスを受けられる体制が求められています。障害者の高齢化・重度化の進展や医療的ケアが必要な児童の増加等、ニーズの複雑化、多様化が予測されるため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関や多職種の連携強化を図りながら、適切な保健と医療にかかる包括的、重層的な施策を実施していくことが必要となります。
- 早期発見・早期治療は、障害の要因となる疾病等の予防につながることから、相談や健康診査等さまざまな面で、医療機関等との連携を図りながら、障害のある人のからだところの健康づくりを支援する体制を一層強化していくことが重要です。

「4. みんなで育み、生き活きのびる ～保育と教育～」についての課題

- 障害のある児童が、成人後も社会の中で役割を持って、生き活きと生活をしていくためには、地域で暮らしながら障害の特性に応じた専門的な療育を受けられる体制を整え実施するとともに、人権の尊重と障害への一層の理解を基本に据えた教職員の知識・技術の向上、そのための研修の充実が求められます。
- 子どもたちが希望を持って生涯を過ごすことができるよう、就学前から卒業後にわたる切れ目ない教育指導や、進路選択における相談支援を行える体制を整えることが重要です。一方で、障害のある児童の高校卒業後の進路の希望について「特に考えていない(今は想像できない)」という人が増えていることから、進路選択に関する情報提供や体験機会の充実を図るなど、一人ひとりの希望に応じた進学や就労の実現を支援していく必要があります。

「5. ちからを活かす ～就労と日中活動～」についての課題

- 障害者が就労することは、経済的自立や生きがいづくり、一人ひとりがもつちからを発揮し地域に貢献することにつながります。障害者の雇用促進の充実に向け、障害や障害者への理解や就労環境の改善促進に取り組んでいく必要があります。
- 一般企業による雇用の促進や就労定着に向け、就労環境の改善や企業内での障害への理解の促進に積極的に取り組んでいくことが必要です。福祉的就労*においては、就労支援施設における事業改革や受注拡大への取組等が必要となっています。
- 生涯学習、文化・スポーツ活動等の体制の充実は、障害者の生きがいや社会参加の促進につながります。今後も、多様な交流機会づくりに努め、障害のある人の社会参加を促進し、そのちからや個性を引き出すことができるよう、関係団体、地域組織等との連携を図っていくことが必要です。

「6. このまちで暮らす ～サービスと防災・防犯～」についての課題

- 福祉サービスの質の向上に努めるとともに、経済的負担の軽減にも考慮したサービス提供、そしてより利用しやすいサービスの提供に取り組む必要があります。また、介護者が亡くなった後のこととして福祉サービスの安定した提供に対するニーズが増加しており、障害のある本人も介護者もともに安心できるサービス提供体制を確保していくことが大切です。
- アンケート調査では福祉サービスを利用したことがない人が大きく増加しています。背景として、自分に必要な福祉サービスがわからない、または、どのような福祉サービスがあるのかわからないという人も多いと考えられます。福祉サービスに関する情報提供や相談体制の充実を図り、適切なサービス利用につながるよう支援していくことが大切です。
- 災害時の避難場所の認知状況が改善している一方で、福祉避難所を知っている人の割合は大きな変化はみられず、知らない人が約8割を占めています。福祉避難所は災害時において、一般の避難所では避難生活に支障がある人のために特別な配慮がなされた避難所ですが、このような避難所があることを周知し、障害のある人の災害時の安全確保につなげていく必要があります。
- 住み慣れた家庭や地域で障害のある人が暮らせるよう、地域における生活基盤の整備に引き続き取り組むとともに、災害時における支援や防犯のための見守り等に地域のちからを活用して、安心して暮らせる地域づくりに取り組むことが必要です。

第 3 章 計画の基本的な考え方について

1 基本理念

本町には、日本初の世界遺産に登録された「法隆寺地域の仏教建造物」をはじめ、藤ノ木古墳等の文化財、寺社、地域に受け継がれる伝統行事があり、先人から受け継いできたこれらの歴史・文化を活かしたまちづくりが求められています。

第 5 次斑鳩町総合計画においても、先人から受け継いできた聖徳太子の「和」の精神をもって、住民一人ひとりが、多様な価値観を尊重しながら、世代を超えて支え合い、未来へ歩いていくまち「斑鳩」を本町の将来像としています。

障害者福祉施策の分野においては、障害者基本法第 1 条に記載されている、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「ふれあいと支えあいの“わ”を広げ、ともに生きるまち斑鳩」を基本理念とし、本町で生活している障害者を含むすべての人が社会参加をしながら、自分らしく生き活きと暮らすことができるまちづくりを進めています。

本計画においては、前計画の基本理念を踏襲するとともに、総合計画の目指す将来像や、すべての住民誰もが支援の受け手や支え手という関係性を超えて、ともに暮らし、ともに支えあう「地域共生社会」の考え方を踏まえ、3つの“わ”による障害者福祉の向上を図り、基本理念の実現を目指します。

< 基本理念 >

ふれあいと支えあいの“わ”を広げ、ともに生きるまち斑鳩

輪

すべての人が
つながり支え合う

すべての人がつながり支え合う関係性のこと

和

和を以て貴し
となす

「和を以て貴しとなす」の考え方を踏まえ、多様な価値観の人々が同じ目標をもとに団結すること

環

支える・支えられる
関係性を超えて
つながる

支える・支えられる関係性を超えてつながる地域共生社会の考え方を踏まえた包括的な連携体制のこと

2 障害福祉計画・障害児福祉計画の考え方

障害福祉計画・障害児福祉計画は国の基本指針に即して市町村・都道府県が策定する計画です。障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が、平成28年5月25日に成立・同年6月3日に公布されたことにより、障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、市町村・都道府県は基本指針に即して「障害児福祉計画」を定めるものとされました。障害児福祉計画は、児童福祉法において障害福祉計画と一体的に作成することができるとされています。

【障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項】

基本的理念

- ①障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ②市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤障害児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥障害福祉人材の確保・定着
- ⑦障害者の社会参加を支える取組定着

障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- ①全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ②希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- ③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ④福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ⑤強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実
- ⑥依存症対策の推進

相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ①相談支援体制の充実・強化
- ②地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ③発達障害者等に対する支援
- ④協議会の活性化

障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ①地域支援体制の構築
- ②保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ③地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- ④特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- ⑤障害児相談支援の提供体制の確保

第4章 障害者（児）福祉サービスの見込

1 成果目標と活動指標

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の成果目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、障害者の重度化・高齢化を踏まえた障害者の地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援の提供、効果的な就労支援や障害者（児）のニーズを踏まえたきめ細かな対応を行うため、令和8年度を目標年度として設定します。また、成果目標を達成するための活動指標となる、計画期間の各年度における取組の量を定めます。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害者のうち、障害福祉サービス等を利用しながら、グループホームや自宅での生活に移行する人の数を見込み、目標を設定します。

障害のある人の状況を踏まえながら、地域生活の継続に必要な支援を関係機関で検討し、障害者やその家族が住み慣れた地域で生活し続けられるよう、支援を行います。

① 第6期計画の成果目標の達成状況

項目	数値	考え方
令和元年度末時点施設入所者数	25人	令和元年度末の施設入所者数（実績）
令和5年度末時点施設入所者数目標値	24人	令和元年度末の施設入所者数から1人削減

令和5年度末施設入所者の地域生活への移行者数目標値	2人	令和元年度末の施設入所者数（25人）の6% = 2人
---------------------------	----	----------------------------

施設入所者数 実績・見込値	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
	23人	19人	18人

施設入所者の 地域生活への移行者数 実績・見込値	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
	2人	0人	1人

② 第7期計画の成果目標の設定

	国の基本指針	設定の考え方
施設入所者数	令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。	令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数（19人）から5%以上削減。
地域生活移行者数	令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。	令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数（19人）から6%以上が地域生活に移行。

目 標 値	
令和8年度末の施設入所者削減数	1人
令和8年度末までの地域生活移行者数	1人

（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を図ります。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、関係者の協議の場として西和7町障害者等支援協議会を活用し協議を実施します。

① 第6期計画の成果目標の達成状況

（上段：計画値、下段：実績値）

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込）
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	年1回以上	年1回以上	年1回以上
	1回	4回	4回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	12人	12人	12人
	8人	14人	14人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年1回以上	年1回以上	年1回以上
	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
	0人	0人	0人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	0人	0人	1人
	0人	0人	0人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	5人	6人	6人
	5人	5人	7人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	0人	0人	1人
	0人	0人	0人

② 第7期計画の成果目標の設定

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	年2回以上	年2回以上	年2回以上
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	14人	14人	14人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年1回以上	年1回以上	年1回以上
精神障害者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	0人	0人	1人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	7人	7人	8人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	0人	0人	1人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	0人	0人	1人

(3) 地域生活支援拠点等の充実

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えて地域の体制づくりを行う機能を有する地域生活支援拠点等を整備するため、西和7町障害者等支援協議会を活用し協議を進めます。また、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め機能強化を図ります。

① 第6期計画の成果目標の達成状況

	設定の考え方	実績
地域生活支援拠点等の充実	西和7町圏域での共同設置に向けてワーキングチームの活動を継続し、西和7町障害者等支援協議会を活用しながら、年4回以上の運用状況の検証及び検討を実施します。	圏域設置を目標に協議を進めていますが、現在未整備の状況です。

目標値		実績
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年4回以上 検証、検討	圏域設置を目標に、圏域内障害福祉事業所と協議を進めました。

(上段：計画値、下段：実績値)

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
地域生活支援拠点の設置箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
	0箇所	0箇所	0箇所
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	年4回以上	年4回以上	年4回以上
	4回	4回	4回

② 第7期計画の成果目標の設定

	国の基本指針	設定の考え方
地域生活支援拠点等の充実	令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。	西和7町圏域での共同設置に向けてワーキングチームの活動を継続し、西和7町障害者等支援協議会を活用しながら、年1回以上の運用状況の検証及び検討を実施します。

目 標 値	
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年1回以上検証、検討

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点の設置箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	年1回以上	年1回以上	年1回以上

（4）福祉施設から一般就労への移行等

障害のある人が一般就労へ移行すること、また、就労移行した人の職場への定着を促進するため、事業所や関係機関と連携・協力し、支援を行います。

① 第6期計画の成果目標の達成状況

目 標 値		考え方	実 績 値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
令和5年度までの一般就労移行者数	6人	令和元年度実績が0人であるが、令和2年度実績見込みが3人となっており、令和5年度末までの一般就労への移行者数の目標を6人以上とします。	3人	6人	3人
令和5年度までの一般就労移行者数（就労移行支援）	3人	令和元年度実績が0人であるが、令和2年度実績見込みが2人となっており、令和5年度末までの一般就労への移行者数の目標を3人以上とします。	1人	5人	1人
令和5年度までの一般就労移行者数（就労継続支援A型）	1人	令和元年度実績、令和2年度実績見込みが0人のため、利用者の意思を尊重した相談支援に努め、令和5年度末までの一般就労への移行者数の目標を1人以上とします。	0人	0人	0人

目 標 値		考え方	実 績 値		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)
令和5年度までの一般就労移行者数（就労継続支援B型）	2人	令和元年度実績が0人であるが、令和2年度実績見込みが1人となっており、令和5年度末までの一般就労への移行者数の目標を2人以上とします。	2人	1人	2人
令和5年度における就労定着支援事業の利用者数	1人	令和元年度末時点で、一般就労に移行した1人が就労定着支援を利用しています。今後も、計画相談員や就労移行支援事業所等とも情報共有を行いながら、令和5年度における就労定着支援事業利用者数を1人以上の利用を目標とします。	1人	2人	4人

② 第7期計画の成果目標の設定

目 標 値		国の基本方針	設定の考え方
令和8年度までの一般就労移行者数	6人	就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。	令和3年度実績が3人であるが、令和8年度末時点で令和4年度実績（6人）と同数とします。
令和8年度までの一般就労移行者数（就労移行支援）	2人	令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。	令和8年度末時点で、令和3年度実績（1人）の1.31倍の2人とします。
令和8年度までの一般就労移行者数（就労継続支援A型）	1人	令和3年度実績の概ね1.29倍以上を目指す。	令和3年度実績見込みが0人のため、利用者の意思を尊重した相談支援に努め、令和8年度末までの一般就労への移行者数の目標を1人以上とします。
令和8年度までの一般就労移行者数（就労継続支援B型）	3人	令和3年度実績の概ね1.28倍以上を目指す。	令和8年度末時点で、令和3年度実績（2人）の1.28倍の3人とします。
令和8年度における就労定着支援事業の利用者数	4人	令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。	令和8年度末時点で、令和5年度実績（4人）と同数とします。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育等の関係機関とも連携を図り、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を身近な場所で提供する体制の構築を目指し、支援体制の充実に取り組みます。

① 第2期計画の成果目標の達成状況

目 標 値		考え方	実 績 値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
令和5年度末までに児童発達支援センター設置	1箇所以上(圏域)	西和7町及び関係機関で協議を進め、西和7町圏域で1箇所以上の設置を目標とします。	0箇所	0箇所	0箇所
令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	有	計画相談員や実施事業所及び教育・保育機関との連携体制を継続しながら、個々の利用者に応じたきめ細かな支援を行います。	有	有	有
令和5年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1箇所以上(圏域)	児童発達支援センターの設置に向けた協議と連動させて協議を進め、令和5年度末までの体制整備を目標とします。	0箇所	0箇所	0箇所
令和5年度末までに重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所以上(圏域)	児童発達支援センターの設置に向けた協議と連動させて協議を進め、令和5年度末までの体制整備を目標とします。	0箇所	0箇所	0箇所
令和5年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場	1箇所	相談支援事業所、教育・保育機関等と協働し、協議の場を設け、教育・保育内容の充実を図ります。	1箇所	1箇所	1箇所
令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人(圏域)	令和5年度末までに西和7町による圏域設置を目標とします。	1人	1人	1人

(上段：計画値、下段：実績値)

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	16人	16人	16人
	2人	5人	9人

② 第3期計画の成果目標の設定

目 標 値		国の基本方針	設定の考え方
令和8年度末までに児童発達支援センター設置	1箇所以上 (圏域)	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。	西和7町及び関係機関で協議を進め、西和7町圏域で1箇所以上の設置を目標とします。
令和8年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所以上 (圏域)	令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。	児童発達支援センターの設置に向けた協議と連動させて協議を進め、令和8年度末までの体制整備を目標とします。
令和8年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場	1箇所 (圏域)	令和8年度末までに、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。	西和7町障害者等支援協議会を活用し、相談支援事業所、教育・保育機関等と協働し、協議の場を設け、教育・保育内容の充実を図ります。
令和8年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人以上 (圏域)	令和8年度末までに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。	令和8年度末までに西和7町で1人以上の配置を目標とします。

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	16人	16人	16人
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	1人以上	1人以上	1人以上

(6) 相談支援体制の充実・強化等

障害者やその家族にとって相談しやすい支援体制の強化・充実を行うため、西和7町及び委託相談支援事業所等と協働し、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言及び人材育成のための取組を行い、地域の相談支援機関との連携強化を図ります。

① 第6期計画の成果目標の達成状況

	設定の考え方	実績
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	西和7町及び委託相談事業所と協働しながら体制整備に努めます。	西和7町内に新規で開設された特定支援相談事業所を訪問し、地域の実情や計画相談に関する情報提供を行うなど連携強化を図りました。

(上段：計画値、下段：実績値)

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	年1回以上 (圏域)	年1回以上 (圏域)	年1回以上 (圏域)
	2回 (圏域)	1回 (圏域)	3回 (圏域)
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	年2回以上 (圏域)	年2回以上 (圏域)	年2回以上 (圏域)
	2回 (圏域)	0回 (圏域)	3回 (圏域)
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	年2回以上 (圏域)	年2回以上 (圏域)	年2回以上 (圏域)
	2回 (圏域)	1回 (圏域)	3回 (圏域)

② 第7期計画の成果目標の設定

	国の基本方針	設定の考え方
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な協議会の体制を確保	協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。	西和7町及び委託相談事業所等と協働しながら体制整備に努めます。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

障害者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているか検証するため、西和7町障害者等支援協議会等を活用し、障害者福祉サービス等の質を向上させるための体制について検討を行います。また、県や関係機関が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を関係自治体等と共有します。

① 第6期計画の成果目標の達成状況

	設定の考え方	実績
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	西和7町と協働しながら体制整備に努めます。	西和7町及び委託相談事業所と協働しながら体制整備を進めました。

(上段：計画値、下段：実績値)

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	1人以上	1人以上	1人以上
	2人	2人	3人 (見込)
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無及びその実施回数	年4回以上 (圏域)	年4回以上 (圏域)	年4回以上 (圏域)
	4回 (圏域)	4回 (圏域)	4回 (圏域) (見込)

② 第7期計画の成果目標の設定

	国の基本方針	設定の考え方
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。	西和7町と協働しながら体制整備に努めます。

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	3人	3人	3人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無及びその実施回数	4回以上 (圏域)	4回以上 (圏域)	4回以上 (圏域)

2 障害福祉サービスの利用状況と利用見込み

(1) 訪問系サービス

サービス	概要
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的にを行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障害者や精神障害者が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス	単位	実績 (計画値)			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人分	56 (48)	63 (48)	61 (48)	75	82	90
	時間分	1,266 (1,208)	1,203 (1,281)	1,155 (1,358)	1,286	1,375	1,470
重度訪問介護	人分	2 (3)	2 (3)	1 (3)	2	2	2
	時間分	464 (119)	157 (119)	126 (119)	188	188	188
同行援護	人分	18 (14)	17 (14)	15 (14)	18	19	19
	時間分	152 (192)	149 (211)	167 (232)	166	175	175
行動援護	人分	10 (8)	11 (8)	13 (8)	14	15	17
	時間分	115 (138)	114 (138)	184 (138)	167	201	234
重度障害者等包括支援	人分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
	時間分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0

※令和5年度のみ1月時点

② 見込量確保の方策

- 障害者（児）が住み慣れた地域で安心して生活できるように利用者のニーズを把握し、必要なサービスが提供できるように、サービス見込量に適切に反映させます。
- 町内及び近隣のサービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談等、事業者への支援を行う等サービス提供体制の充実を図ります。
- サービス需要の増大にあわせ、多様な事業者の参入を促進するとともに、事業所との連携や助言等を行うなど相談支援体制の充実を図ります。

（２）日中活動系サービス

サービス	概要
生活介護	障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 （機能訓練）	障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害者等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション*、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
自立訓練 （生活訓練）	障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
宿泊型自立訓練	居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言等の必要な支援を行います。
就労選択支援	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障害者に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 （A 型）	企業等に就労することが困難な障害者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 （B 型）	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害者に対し、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労定着支援	一般就労した障害者が、職場に定着できるよう支援する事業です。施設の職員が就職した事業所等を訪問することで、障害者や企業を支援します。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障害者のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。
短期入所	在宅で生活する障害のある人が、家族等の介助者の病気等の場合に、短期間施設に入所し、食事、入浴、排せつ等の介助を受けるサービスです。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス	単位	実績 (計画値)			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人分	84 (87)	83 (87)	90 (87)	87	87	87
	時間分	1,542 (1,610)	1,505 (1,610)	1,609 (1,610)	1,610	1,610	1,610
自立訓練 (機能訓練)	人分	1 (2)	1 (2)	0 (2)	2	2	2
	人日分	22 (34)	8 (34)	0 (34)	28	28	28
自立訓練 (生活訓練)	人分	3 (3)	4 (3)	4 (3)	3	3	3
	人日分	11 (42)	43 (42)	29 (42)	42	42	42
宿泊型自立訓練	人日分	0 (21)	0 (21)	0 (21)	0	0	0
就労選択支援	人日分	-	-	-	0	0	1
就労移行支援	人分	8 (10)	10 (11)	10 (12)	11	11	12
	人日分	116 (150)	102 (165)	78 (180)	112	112	122
就労継続支援 (A型)	人分	18 (13)	23 (14)	23 (14)	23	23	24
	人日分	303 (251)	355 (263)	380 (275)	355	355	370
就労継続支援 (B型)	人分	46 (43)	58 (50)	74 (57)	73	82	92
	人日分	703 (766)	759 (903)	802 (1,064)	955	1,073	1,203
就労定着支援	人分	1 (1)	2 (1)	5 (1)	2	2	2
療養介護	時間分	3 (4)	4 (4)	5 (4)	4	4	5
短期入所	人日分	55 (71)	54 (75)	74 (79)	65	71	78

※各年度3月分まで(令和5年度のみ1月分まで)の1月当たり平均

② 見込量確保の方策

- 利用実績及び利用者数をもとに、サービス提供基盤の整備動向等による今後の利用ニーズ等を勘案して、見込量を設定します。
- 町内及び近隣のサービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談等、事業者への支援を行うなどサービス提供体制の充実を図ります。
- 在宅の障害のある人の自立促進と生活の改善、身体機能の維持・向上等を図るため、通所による創作的活動、機能訓練等の機会を提供できるよう、支援体制の充実を図ります。

(3) 居住系サービス

サービス	概要
共同生活援助	障害者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	入所施設や共同生活援助を利用している障害者へ、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス	単位	実績 (計画値)			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人分	31 (31)	32 (35)	38 (39)	38	41	45
施設入所支援	人分	25 (28)	22 (28)	18 (28)	19	18	17
自立生活援助	人分	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0	0	1

※各年度3月分まで(令和5年度のみ1月分まで)の1月当たり平均

② 見込量確保の方策

- サービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談等、事業者へ必要な支援を行うなどサービス提供体制の充実を図ります。
- 障害のある人の高齢化が進む中、親亡き後や見守りが必要な人が増えることが考えられ、サービス提供事業所や委託相談支援事業所と連携のうえ、情報把握に努め利用者の特性や状況に合わせた支援の充実を図ります。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス	概要
計画相談支援	障害福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画」等の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入院している精神障害者等に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身生活をする障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス	単位	実績 (計画値)			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス利用計画作成・計画相談支援	人分	181 (162)	191 (167)	201 (171)	211	222	233
地域移行支援	人分	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0	0	1
地域定着支援	人分	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0	0	1
指定特定相談支援事業所*	指定 件数	0 (1)	0 (1)	0 (1)	1	1	1

※各年度3月分まで(令和5年度のみ1月分まで)の1月当たり平均

② 見込量確保の方策

- 委託相談支援事業所と連携し、障害に関する総合的な相談業務を実施し、個別事例における専門的な助言等を行うことで、障害者やその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切なサービスにつなげる等関係機関との連携を行います。
- 西和7町障害者等支援協議会による相談支援事業所連絡会や関係機関との意見交換会等を実施し、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援にかかわる人材の育成支援等を行うことで、相談支援事業所の質の向上に取り組みます。

(5) 相談支援事業

サービス	概要
障害者相談支援事業	障害のある人の生活全般にわたる相談を行うほか、関係機関との連絡調整や、障害支援区分の認定調査等を行います。
地域支援協議会 (自立支援協議会)	障害者総合支援法第89条の3に規定する協議会になります。行政、事業所、当事者団体、その他関係機関によって組織され、障害のある人が地域で生活するために解決を図るべき課題の協議等を行います。

① 必要な量の見込み

サービス	単位	実績 (計画値)			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	箇所	3 (3)	2 (3)	2 (3)	2	2	2
	相談延べ 件数	1,701 (1,124)	541 (1,124)	564 (1,124)	747	878	1,032
地域支援協議会 (自立支援協議会)	設置件数	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1

※令和5年度のみ1月時点

② 見込量確保の方策

- 委託相談事業所と連携し、生活全般に関する相談業務や情報提供、虐待防止等の権利擁護のために必要な援助、障害福祉サービス等の利用支援を行います。西和7町障害者等支援協議会を通じて、関係機関との連携強化や情報共有を図り、相談内容の多様化に対応します。

3 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み

(1) 理解促進啓発事業

サービス	概要
理解促進啓発事業	障害のある人が日常生活や社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、地域住民への理解を深めるための研修や啓発を実施します。

① 必要な量の見込み

サービス	単位	実績 (計画値)			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進啓発事業	実施有無	有 (有)	有 (有)	有 (有)	有	有	有

※令和5年度のみ1月時点

② 見込量確保の方策

- 西和7町広域において、委託相談事業所による地域住民を含む研修の開催や自発的な取組への支援を実施し、障害や障害者等に対する理解促進を推進します。
- 障害者週間(12月3日～12月9日)に合わせた広報等による理解促進に向けた取組を行い、こころのバリアフリーを推進します。

(2) 自発的活動支援事業

サービス	概要
自発的活動支援事業	障害のある人が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、自発的な取組の支援を行います。

① 必要な量の見込み

サービス	単位	実績 (計画値)			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施有無	有 (有)	有 (有)	有 (有)	有	有	有

※令和5年度のみ1月時点

② 見込量確保の方策

- 自助グループの活動を支援し、障害者の生きがいづくりを促進するとともに、活動の活性化に努めます。

(3) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

サービス	概要
意思疎通支援事業	聴覚の障害等により、意思疎通に支障のある人に、手話通訳等の手段により、意思疎通の円滑化を実施します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス	単位	実績 (計画値)			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	登録人数	8 (8)	8 (8)	8 (8)	8	8	8
要約筆記者派遣事業	派遣件数	0 (8)	2 (8)	1 (8)	2	2	2
手話通訳者設置事業	設置者数	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2	2	2
重度身体障害者入院時 コミュニケーション支援事業	派遣件数	0 (2)	0 (2)	0 (2)	1	1	1

※令和5年度のみ1月時点

② 見込量確保の方策

- 手話通訳士の窓口設置を引き続き行うとともに、手話通訳者の増員、養成や技能の向上を図るため、手話通訳者養成講座を実施します。
- 要約筆記の派遣は、奈良県聴覚障害者支援センターと連携し実施します。

(4) 日常生活用具給付等事業

サービス	概要
日常生活用具の給付	日常生活用具の給付等により日常生活の支援を行います。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス	単位	実績 (計画値)			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護訓練支援用具	件	1 (5)	1 (5)	2 (5)	1	1	1
自立生活支援用具	件	3 (3)	3 (3)	7 (3)	3	3	3
在宅療養等支援用具	件	4 (5)	5 (5)	2 (5)	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件	9 (9)	3 (9)	1 (9)	9	9	9
排泄管理支援用具	件	326 (437)	352 (470)	334 (505)	344	344	344
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	0 (2)	1 (2)	1 (2)	1	1	1

※令和5年度のみ1月時点

② 見込量確保の方策

- 利用希望者の把握に努めるとともに、生活の利便向上を図り、障害特性等に応じた適切な日常生活用具の給付を行います。また、日常生活用具に関する製品情報の収集を行うとともに、サービスを必要とする人への事業の周知及び情報提供に努めます。

(5) 移動支援事業

サービス	概要
移動支援事業	外出が困難な障害のある人について、外出のための支援を行い、自立生活や社会参加を促します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス	単位	実績 (計画値)			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援	実利用者数	93 (75)	97 (79)	82 (83)	101	105	109
	延べ利用時間	7,133 (6,004)	6,633 (6,243)	4,416 (6,501)	7,500	7,725	8,000

※令和5年度のみ1月時点

② 見込量確保の方策

- 西和7町でガイドラインを作成し、一定の基準や特段の事情における柔軟な対応等を示しており、これに基づき利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態での実施に努めます。

(6) 地域活動支援センター事業

サービス	概要
地域活動支援センター*	障害のある人が通所することにより、創作的な活動や生産活動の機会を提供するとともに、必要な相談に応じます。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス	単位	実績 (計画値)			見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
地域活動支援センター事業	I型	人	8 (12)	8 (13)	8 (15)	10	10	10
	II型	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
	III型	人	1 (2)	2 (2)	2 (2)	2	2	2

※令和5年度のみ1月時点

② 見込量確保の方策

- 現在利用実績のある地域活動支援センターや委託相談事業所と連携し、利用状況や利用希望者の把握に努め利用を促進します。

(7) 成年後見制度利用支援事業

サービス	概要
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度が有用と思われる障害のある人に、制度の利用により、権利擁護を図ることを目的とします。
成年後見制度法人後見支援事業	財産管理や契約に不安のある人に対して、後見に関する相談や後見の選任を行います。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス	単位	実績 (計画値)			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	町長 申立数	0 (1)	1 (1)	0 (1)	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	受任 件数	2 (12)	3 (13)	4 (14)	4	4	5

※令和5年度のみ1月時点

② 見込量確保の方策

- 成年後見制度利用支援事業を継続するとともに、権利擁護支援センターや西和圏域内の弁護士等と連携し権利擁護事業を推進します。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

サービス	概要
手話奉仕員養成講座	手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術の習得を行う講座の開催を行います。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス	単位	実績 (計画値)			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成 研修事業	実講習 修了者数	7 (20)	18 (20)	18 (20)	18	18	18

※令和5年度のみ1月時点

② 見込量確保の方策

- 社会福祉協議会と連携し、入門課程や基礎課程の養成講座の継続的な開催により、手話奉仕員を養成し、支援者の増加や支援環境の拡大を図り、聴覚障害者の社会参加、交流活動の促進等を推進します。

(9) 声の広報

サービス	概要
声の広報	文字による情報入手が困難な障害のある人に対し、町広報誌等を音訳し、町の情報の提供を行います。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス	単位	実績 (計画値)			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
声の広報	発行回数	34 (34)	34 (34)	34 (34)	34	34	34

※令和5年度のみ1月時点

② 見込量確保の方策

- 講演会の開催のほか、啓発物品の作成・配布等、理解促進に関する新たなアプローチも模索し、事業を継続していきます。

(10) 自動車運転免許助成事業

サービス	概要
自動車運転免許助成事業	自動車運転免許の取得の助成を行い、移動の範囲を広げることにより、社会参加の促進を行います。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス	単位	実績 (計画値)			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許助成事業	利用件数	0 (1)	0 (1)	0 (1)	1	1	1

※令和5年度のみ1月時点

② 見込量確保の方策

- これまで利用実績のない事業ですが、1人の利用を見込み、本事業を継続します。

(11) 重度身体障害者自動車改造費助成事業

サービス	概要
重度身体障害者自動車改造費助成事業	社会参加の促進のため、身体障害のある人が運転する自動車に、ペダルやハンドル等の改造費用を助成します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス	単位	実績 (計画値)			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度身体障害者自動車改造費助成事業	利用件数	0 (1)	0 (1)	1 (1)	1	1	1

※令和5年度のみ1月時点

② 見込量確保の方策

- 毎年度ではないものの、年によっては利用申請があり、需要があることから、毎年度1人の利用者を見込みます。

(12) 更生訓練費の給付

サービス	概要
更生訓練費の給付	就労のための訓練や自立訓練を行う場合に、訓練に要する費用等の一部の助成を行います。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス	単位	実績 (計画値)			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
更生訓練費の給付	利用人数	0 (3)	1 (3)	0 (3)	1	1	1

※令和5年度のみ1月時点

② 見込量確保の方策

- 就労移行支援や機能訓練による通所の支援を通じて、継続して通所することにより、訓練の効果が最大限に発揮できるための環境を整えるため、事業を引き続いて行っています。

(13) 日中一時支援事業

サービス	概要
日中一時支援事業	介護者の負担の軽減のため、日中の預かりを提供します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス	単位	実績 (計画値)			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	実利用者数	7 (10)	7 (11)	7 (12)	7	7	7
	利用時間数	652 (1,477)	1,110 (1,625)	1,112 (1,722)	1,661	1,890	2,119

※令和5年度のみ1月時点

② 見込量確保の方策

- 日中の預かりの場について、今後も障害者における需要が見込まれるため、委託相談事業所との連携や事業所情報の把握を通じて、サービス提供の確保を図ります。

(14) 訪問入浴事業

サービス	概要
訪問入浴事業	訪問入浴車を自宅に派遣して、看護師やヘルパー等による入浴を提供します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス	単位	実績 (計画値)			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴事業	利用人数	2 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1

※令和5年度のみ1月時点

② 見込量確保の方策

- 介護保険にも同種のサービスがあることから、今後も利用者の大幅な増加は見込まないながらも、本事業は継続します。

(15) 療育教室の開催

サービス	概要
療育教室の開催	遊びを通して身体の発育、知的活動、情緒の安定、社会生活への適応等の調和的発達を支援します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス	単位	実績 (計画値)			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療育教室の開催	参加人数	22 (30)	25 (35)	23 (40)	25	25	25

※令和5年度のみ1月時点

② 見込量確保の方策

- 障害のある児童に対して、より一層の重層的な支援が求められることから、乳幼児健康診断による相談を通じた療育教室への参加の促し等、関係機関との連携も積極的に行います。

(16) 福祉ホーム利用支援事業

サービス	概要
福祉ホーム利用支援事業	住居が必要な障害のある人に定額の料金の居室を提供し、生活の支援を行います。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス	単位	実績 (計画値)			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉ホーム利用支援事業	利用人数	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0	0	1

※令和5年度のみ1月時点

② 見込量確保の方策

- 新規の利用が少ない事業ですが、今後も事業の実施に努めます。

4 障害児福祉サービスの利用状況と利用見込み

サービス	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能に障害のある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	障害児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児等の重度の障害児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する障害児に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス	単位	実績（計画値）			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人分	80 (76)	80 (88)	75 (100)	80	80	80
	人日分	384 (304)	370 (352)	348 (400)	384	384	384
医療型児童発達支援	人分	2 (1)	2 (1)	1 (1)	2	2	2
	人日分	2 (8)	14 (8)	1 (8)	8	8	8
放課後等デイサービス	人分	98 (178)	111 (208)	124 (238)	143	163	185
	人日分	827 (838)	985 (1,028)	1,085 (1,262)	1,249	1,424	1,616
保育所等訪問支援	人分	18 (2)	20 (3)	20 (3)	20	20	20
	人日分	18 (3)	9 (4)	10 (4)	9	9	9
居宅訪問型児童発達支援	人日分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	1
障害児支援利用計画	人分	140 (172)	142 (204)	135 (236)	146	148	150

※各年度3月分まで(令和5年度のみ1月分まで)の1月当たり平均

② 見込量確保の方策

- 障害児通所支援に係るサービス量を適切に見込むとともに、障害児通所支援事業所や相談支援事業所と連携し、定員状況や事業形態等の把握に努め、提供体制の確保に努めます。
- 町内及び近隣のサービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談等、事業者への支援を行うなどサービス提供体制の充実を図ります。

- サービス需要の増大にあわせ、多様な事業者の参入を促進するとともに、事業所との連携や助言等を行うなど相談支援体制の充実を図ります。
- 障害児のライフステージに沿って、保健、医療、保育、教育等の関係機関と連携を図り、障害児及びその家族に対して切れ目のない支援を身近な場所で提供する体制の構築を目指し、支援体制の充実に取り組みます。

第5章 計画の推進

1 計画の推進

計画の推進にあたって、住民の協力が得られるよう働きかけるとともに、地域活動団体や、身体障害者福祉協会等の関係団体との連携を強化し、住民・地域・行政の三者協働による施策の展開を目指します。

また、障害者に対する施策は、福祉分野にとどまらず、保健・医療・教育等広範な分野にわたるため、町の障害福祉担当課が中心となり、他の関連する担当課・庁内関連機関との相互連携のみならず、近隣市町とも協力し本計画を推進します。

さらに、広報やホームページ等を通じて分かりやすく各種サービスや制度に関する情報提供を図ります。

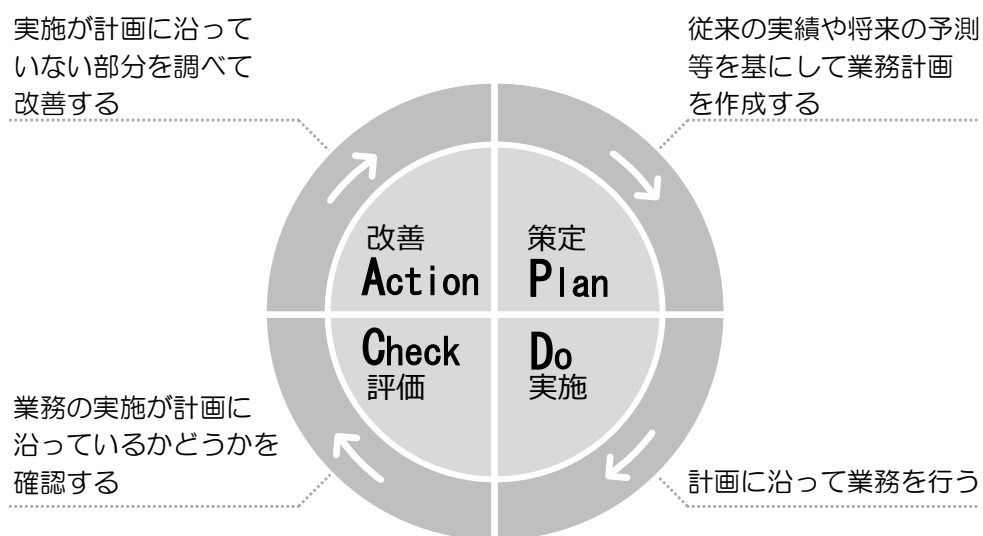
2 計画の進行管理

計画の進行にあたって、定期的に調査・分析及び評価を行います。また、必要があると認める時は、計画を変更することやその他の必要な措置を講じることと規定し、計画にPDCAサイクルを導入することを定めています。

庁内の推進体制としては、斑鳩町障害者福祉計画推進協議会で計画の進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについて協議を行うことにより、計画の円滑な進行管理に努めます。

西和7町障害者等支援協議会でも、計画の進捗状況の報告及び評価を行っていきます。

■PDCAサイクルのイメージ



資料編

1 計画の策定経過

日付	名称	内容
令和5年6月30日	第1回斑鳩町障害者福祉計画推進協議会	(1) 障害福祉計画の進捗状況について (2) 障害福祉計画等作成にかかるアンケート調査の実施について
令和5年7月21日 から 令和5年8月10日	第7期斑鳩町障害福祉計画・第3期斑鳩町障害児福祉計画策定のためのアンケート調査実施	
令和5年11月24日	第2回斑鳩町障害者福祉計画推進協議会	(1) アンケート調査の結果について (2) 障害福祉計画素案について
令和5年12月18日 から 令和6年1月16日	第7期斑鳩町障害福祉計画・第3期斑鳩町障害児福祉計画素案のパブリックコメント実施	
令和6年2月9日	第3回斑鳩町障害者福祉計画推進協議会	(1) パブリックコメントの結果報告について (2) 障害福祉計画案について

2 斑鳩町障害者福祉計画推進協議会設置条例

平成17年3月23日

条例第2号

改正 平成18年12月20日条例第36号

平成27年12月17日条例第37号

平成30年3月23日条例第2号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)の規定に基づき、斑鳩町障害者福祉計画(以下「計画」という。)を確実に推進していくため、計画の進捗状況を管理し、必要とすべき措置についての意見を聞き、もつて計画の総合的な推進に資するため、斑鳩町障害者福祉計画推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、計画の推進に関する重要事項を審議する。

(組織)

第3条 協議会は、委員9人以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者につき、町長が任命する委員をもつて組織する。

(1) 識見を有する者

(2) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は会長が招集する。

- 2 協議会は委員の半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要あると認めた場合は、委員以外の者に出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、住民生活部福祉子ども課が所掌する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

- 2 斑鳩町障害者福祉計画検討委員会設置条例（平成16年3月斑鳩町条例第3号）は、廃止する。

付 則（平成18年条例第36号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際、現に在職する審議会等附属機関等の委員は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

付 則（平成27年条例第37号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成30年条例第2号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

3 斑鳩町障害者福祉計画推進協議会委員名簿

選出区分	氏名	役 職 名
学識経験のある者	南 英延	奈良県中和福祉事務所 所長
	上羽 累理	奈良県郡山保健所 健康増進課 主幹
その他町長が 必要と認める者	島山 孝夫	社会福祉法人 萌 指定障害福祉サービス事業所「らそら」 所長
	高田 孝平	なら西和障害者就業・生活支援センター ライク センター長
	◎井上 一夫	特定非営利活動法人「あゆみの家」 理事長
	○吉村 文男	特定非営利活動法人「虹の家」 副施設長
	入江 義夫	斑鳩町身体障害者福祉協会 監査役
	新藤 和彦	奈良県立西和養護学校 教頭

◎委員長、○副委員長

4 用語解説

【あ行】

一般就労

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労形態のこと。

【か行】

共生社会

あらゆる人が相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なありかたを相互に認め合う社会のことで、障害者等が、積極的に参加・貢献することができる社会の構築が目指されている。

グループホーム

障害のある人が、地域において自立した日常生活を営むために共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を受けることができる。

高次脳機能障害

外傷性の脳損傷や脳血管障害の後遺症として、記憶能力の障害、集中力や考える力の障害、行動の異常、言葉の障害等が生じること。

合理的配慮

障害がある人もない人も、平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整のこと。また、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものとされている。合理的配慮の具体例として、飲食店等で車いすのまま着席できるように配慮する、筆談等でコミュニケーションが図れるよう配慮するなどがある。

【さ行】

指定特定相談支援事業所

市町村によって事業者指定され、障害福祉サービスの利用申請をした人についてサービス等利用計画の作成やモニタリングを行う事業所のこと。障害児については、指定障害児相談支援事業所が実施する。

児童発達支援センター

児童発達支援に加えて、施設の有する専門的機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助、助言を合わせて行うなど、地域における中核的な療育施設のこと。

社会的障壁

障害のある人が日常生活又は社会生活において受ける制限をもたらす原因となる事物、制度、慣行、観念その他一切の社会的なもののこと。

手話通訳者

音声言語を手話に、手話を音声言語に変換して通訳すること。

障害者基本法

障害のある人の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることによりて障害者施策を総合的、かつ、計画的に進め、障害者福祉を増進することを目的とする法律。

障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律で、障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止や社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等が規定され、平成 28 年 4 月に施行された。正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律。

障害者自立支援法

障害者基本法の基本理念に基づき、障害者及び障害児がその能力や適性に応じて自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう必要な障害福祉サービスの給付等の支援を行うことを目的とする法律。平成 25 年 4 月に障害者総合支援法に改正された。

障害者総合支援法

障害者及び障害児が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。平成 25 年 4 月に障害者自立支援法から改正された。正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。

障害者の権利に関する条約

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約。

自立支援医療

障害のある人が、その心身の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療のこと。

身体障害者

身体障害者福祉法では、①視覚障害、②聴覚又は平衡機能の障害、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓の機能障害、⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害がある者であって、県知事等から身体障害者手帳の交付を受けた者をいい、障害の程度により 1 級から 6 級に認定される。

精神障害者

統合失調症、気分障害、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質精神病、その他の精神疾患のある人（発達障害を含む）。

精神障害者保健福祉手帳

精神障害により、長期にわたり日常生活、社会生活に制約のある人を対象に交付される手帳のこと。障害の程度により、1級から3級に認定される。

成年後見制度

知的障害や精神障害のある人の親亡き後や認知症高齢者等判断能力の十分でない人について、契約締結等の法律行為を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約したりする場合にそれを取り消すことができるようにすること等により、これらの人を保護する制度のこと。

【た行】

地域活動支援センター

地域活動支援センターⅠ型からⅢ型までである。Ⅰ型は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。Ⅱ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等を実施する。Ⅲ型は、地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業を実施する。

地域生活支援拠点等

障害者の高齢化、重度化や親亡き後」を見据え、障害者（児）の地域生活支援を推進する観点から、障害者（児）が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、相談、体験の機会、緊急時の対応等の支援を切れ目なく提供できる仕組みのこと。

地域福祉

誰もが地域で安心して生活できるように、地域のあらゆる人々を対象とした福祉基盤を充実する取組のこと。また、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や行政をはじめとする関係機関等が互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方のこと。

知的障害者

知的機能の障害が未発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、なんらかの特別の援助を必要とする状態にある人。

特別支援教育

障害（発達障害を含む）のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

【な行】

奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例

奈良県において平成 28 年 4 月 1 日に施行された条例であり、障害のある人もない人もともに安心して幸せに暮らすことができる奈良県づくりを目指して制定された。障害を理由とする差別として、やむを得ない理由なく、サービスの提供を拒否したり、サービスの提供にあたって場所や時間帯等を制限したりする不利益な取扱いの禁止、また、合理的な配慮の不提供の禁止を定めている。

難病

原因不明、治療方法が未確立で、後遺症のおそれがある疾病のこと。現在、厚生労働省が指定する 366 の対象疾病^{*}について、障害福祉サービスの給付対象になっている。
(※令和 6 年 4 月より 369 疾病に見直されます)

【は行】

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていくうえで障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、床の段差を解消したり、手すりの設置等の物理的な障壁の除去を指すほか、より広くすべての人の社会参加を困難にしている物理的・社会的・制度的・心理的等すべての障壁の除去という意味でも用いられる。

福祉的就労

一般企業に就職するのではなく、自分の状態にあわせて福祉的な支援を受けながら働くこと。福祉的就労の支援として、就労継続支援 A 型・B 型や地域活動支援センターがある。

【や行】

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインすること。

要約筆記者

聴覚障害のある人に話の内容をその場で手書きやパソコン入力により、文字にして伝える筆記通訳者のこと。話すスピードが書く(入力する)スピードを上回り、すべてを文字化することはできないため、話の内容を要約して筆記する。

【ら行】

療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者と判断された人に対して交付される手帳のこと。障害の程度表示（奈良県）は最重度・重度は「A」、中度・軽度は「B」となっている。

リハビリテーション

医学的なリハビリテーション（社会生活に復帰するための総合的な治療的訓練）にとどまらず、職業能力開発や職業適性を高める職業的リハビリテーション、特別な支援を行う教育による教育的リハビリテーション、社会生活力を高める社会的リハビリテーション等を含めて、ライフステージの各段階において、何らかの障害のある人がその人の能力を最大限にまで引き出すことを目指すこと。

**第 7 期斑鳩町障害福祉計画・
第 3 期斑鳩町障害児福祉計画**

令和 6 年 3 月発行

斑鳩町役場 住民生活部 福祉課
奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西 3 丁目 7 番 12 号

TEL : (0745) 74-1001 FAX : (0745) 74-1011
